

○ 全国国税局長会議議事日程

保存期間：5年  
 (令和11事務年度末)  
 令和6年9月11日  
 総務課

令和6年9月12日(木)

時間		議題名	区分	担当課室
13:30~13:40	10分	長官訓示	—	—
13:40~13:45	5分	審判所長挨拶	—	—
13:45~15:15	90分	内部事務のセンター化 K S K 2・G S Sの導入について 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション	説明 意見交換	企画課 参事官
15:15~15:35	20分	休憩		
15:35~15:45	10分	国際分野における最近の動向	説明	国際業務課 調査査察部
15:45~16:05	20分	徴収部当面の課題	説明	徴収部
16:05~16:10	5分	国税不服審判所の現状	説明	国税不服審判所
16:10~16:20	10分	酒税課・鑑定企画官当面の課題【一部入場制限】	説明	酒税課 鑑定企画官
16:20~16:40	20分	休憩		
16:40~16:55	15分	人事課当面の課題①	説明	人事課
16:55~17:00	5分	税務大学校当面の課題	説明	税務大学校
17:00~17:05	5分	監察官室からの連絡事項【入場制限】	説明	監察官室
17:05~17:10	5分	人事課当面の課題②【入場制限】	説明	人事課
17:10~17:40	30分	質疑応答	—	—

令和6年9月13日(金)

時間		議題名	区分	担当課室
10:00~10:10	10分	サイバーセキュリティ・情報化関係	説明	財務省本省
10:10~10:20	10分	査察課当面の課題	説明	調査査察部
10:20~10:30	10分	調査課当面の課題	説明	調査査察部
10:30~11:40	70分	コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営	意見交換	課税部 調査査察部
11:40~11:50	10分	質疑応答	—	—

○資料配付のみ

時間	議題名	区分	担当課室
—	行政文書・情報の管理の徹底、緊急対応体制の整備	資料配付	総務課 参事官
—	厚生管理官当面の課題	資料配付	厚生管理官
—	広報広聴室当面の課題	資料配付	広報広聴室
—	監督評価事務	資料配付	監督評価官室
—	インボイス制度の円滑な定着に向けた取組	資料配付	課税部

# 全国国税局長名簿（令和6.9）

局名	氏名	就任年月	前官職
札幌	えの もと まさ ひこ 榎 本 政 彦	令 6. 7	国税庁長官官房首席国税庁監察官
仙台	なか むら ひろ き 中 村 広 樹	令 6. 7	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官兼内閣府地方創生推進事務局審議官
関東信越	いわ さ おさむ 岩 佐 理	令 6. 7	財務省大臣官房文書課長
東京	ほし や かず ひこ 星 屋 和 彦	令 6. 7	国税庁次長
金沢	おさ ない しょう ぞう 長 内 昌 三	令 6. 7	国税庁長官官房監督評価官室長兼厚生管理官
名古屋	ゆ した あつ し 湯 下 敦 史	令 6. 7	財務省理財局次長
大阪	き むら ひで み 木 村 秀 美	令 6. 7	関東信越国税局長
広島	ごう おさむ 郷 敦	令 6. 7	国税庁長官官房人事課長
高松	うえ たけ よし ひこ 上 竹 良 彦	令 6. 7	熊本国税局総務部長
福岡	おお いし いち ろう 大 石 一 郎	令 6. 7	(株)国際協力銀行常務取締役
熊本	やま きき ひろ ゆき 山 崎 博 之	令 6. 7	国税庁課税部課税総括課長
沖縄	こ じま のり あき 児 島 範 昭	令 6. 7	国税庁課税部個人課税課長

# 全国国税局長会議配席図（令和6年9月12日（木）、13日（金））

於：庁第一会議室

..... 入口 .....

..... 入口 .....

沖	熊	福	広	名	東	大	関	仙	札	高	金
縄	本	岡	島	古	京	阪	東	台	幌	松	沢
児	山	大	郷	屋	星	木	岩	中	榎	上	長
島	崎	石		湯	屋	村	佐	村	本	竹	内
範	博	一		下	和	秀		広	政	良	昌
昭	之	郎	敦	敦	彦	美	理	樹	彦	彦	三
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
長官官房企画課

## 内部事務のセンター化

### 1 内部事務のセンター化の取組

「内部事務のセンター化(以下「センター化」という。)」は、内部事務について、事務系統横断的な事務処理体制を整備し、署窓口から分離して専担化した組織(業務センター)で、事務と人を集約して処理することで、事務の正確性の確保とともに、事務の効率化を目指すものである。効率化により確保できた事務量については、実地調査や徴収のほか、行政指導やデータ分析など、環境変化に適切に対応するための事務量に充てることとしている。

令和8事務年度には、すべての税務署がセンター化の対象になるとともに、KSK2の導入が予定されており、各種事務処理が、全面的にシステムでのデータ処理に移行することとなるが、その基盤となる、申告書等の情報の「データ化」や、修正申告や納税地の異動などがあった場合の「データ更新」などは、業務センターがその主体となる。このように、センター化は、国税組織の事務運営をデジタル時代に相応しいものへと転換する上で基盤となる取組でもあり、着実に推進していく必要がある。

### 2 令和6事務年度の取組方針

#### (1) KSK2を活用した事務運営・事務処理体制の検討

KSK2の機能を踏まえた事務運営や事務処理体制について検討を進めるとともに、庁局が連携して効率的で正確な事務処理を行

うための「業務マニュアル」の策定を推進する。

## **(2) センターの安定的な運営とBPRの推進**

センターの安定的な運営を実現するため、センターの設置面積不足や非常勤職員の育成といった全署実施に向けた諸課題に対応するとともに、事務の簡素化・標準化といったBPRの推進を継続する。

## **(3) 行政指導の充実**

行政指導事務について、効果的・効率的な事務処理体制等の整備を進めるなど、より一層の充実を図るとともに、KSK2の導入を見据え、各種機能や接触実績などのデータを効果的に活用する方策を検討する。

## **(4) KSK2の導入に向けた準備**

KSK2を円滑に導入するため、職員研修やテスト運用の準備を進めるとともに、KSK2を補完するRPAやOAシステムの開発についても検討を進める。

情報公開	不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係	
5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
長官官房参事官

## KSK2・GSSの導入について

### 1 GSS (ガバメントソリューションサービス) について

GSS (ガバメントソリューションサービス) は、行政機関の業務用端末やネットワーク環境などの業務実施環境を、政府共通の標準的な環境としてデジタル庁が提供するサービスである。国税庁においては、令和7年7月以降、順次GSS環境へ移行し、令和8年6月に全国運用を開始した後、令和8年9月からはKSK2の運用を開始する予定である。

このため、利便性とセキュリティ確保のバランスを踏まえた上で、引き続き、GSS導入に向けた取組を全庁的に進めていく必要がある。

### 2 KSK2について

#### (1) KSK2の開発状況

KSK2の開発は、現在、プログラムの作成やメーカーによるテストを進めている段階であり、おおむね順調に進捗している。令和7年3月には、機器も設置し、その後は、プログラム、ハードウェア、ネットワーク、利用者端末などを組み合わせ、本番とほぼ同じ環境で動作を確認する「総合運用テスト」工程に入っていく。

## (2) K S K 2 導入に向けた取組

K S K 2 は、国税の賦課・徴収の基盤となる「基幹システム」であり、導入の成否によっては、職員の職務遂行のみならず、納税者の申告・納税義務の履行に多大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、K S K 2 の円滑な導入に向けて、開発作業のみならず、「データ移行」・「外部接続先との連携」といった、全庁的な課題については、全庁的な理解の下、各課の役割分担をしっかりと定め、検討を進めていく必要がある。

なお、事務処理手順の確認を目的として、令和7年10月から令和8年3月の間、4拠点の業務センター（東京局大手町分室、大阪局大手前分室、金沢局業務センター、福岡局春日分室）において「テスト運用」を実施する予定である。さらに、職員の習熟度の向上を目的として、令和8年4月以降順次、全職員（非常勤職員を含む）を対象とした「研修」を実施する予定である。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
長官官房企画課

## 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)については、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化等」及び「事業者のデジタル化促進」の3つを柱として取組を進めている。

令和8事務年度の次世代システム(KSK2)の導入やセンター化全署実施等を見据え、税務行政のDXを更に加速させる必要があるところ、①オンライン利用率の向上、②社会全体のデジタル化の推進、③納税者サービスの再整理(現金領収事務の見直し、用紙配付等のペーパーレス化など)に取り組むこととしている。

### 【意見交換事項】

このように、税務行政のDXを更に進めるために、各局において考える取り組むべき具体策について意見交換を行いたい。

※ 上記については、自局の強みと弱みといった各局の実情を踏まえた意見を述べていただく。



情報公開	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係	
5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
国際業務課  
調査査察部

## 国際分野における最近の動向

### 1 国際会議等を通じた積極的な知見の共有等

#### (1) OECD税務長官会議 (FTA : Forum on Tax Administration)

FTAは、税務行政上の課題について、知見の共有や意見交換等を行うため、OECD租税委員会の下に設置された税務当局の長官級フォーラムであり、現在OECD加盟38か国及び非加盟15か国・地域が参加している。

令和5年10月には、FTAの全参加国の長官クラスで知見の共有等を行うために令和元年以降毎年開催されているFTAの本会合がシンガポールで開催され、43か国・地域の長官クラスが参加し、税務行政のデジタルトランスフォーメーションや2つの柱の解決策の実施と税の安定性、税に関するキャパシティビルディング等について意見交換が行われた。

次回は、令和6年11月にギリシャ(アテネ)で開催予定。

#### (2) アジア税務長官会合 (SGATAR : Study Group on Asia-Pacific Tax Administration and Research)

SGATARは、アジア太平洋地域における税務行政上の課題について、国際協力及び意見交換等を行うための会合であり、現在18か国・地域が参加している。

令和5年10月末から11月頭には、第52回SGATAR年次会合がタイで開催され、各国・地域の長官クラス(18か国・地域)

が参加した。長官会合では、各国・地域の長官等が、「『第2の柱』の執行」や「税務コンプライアンスにおけるデータ分析」、「デジタル経済における間接税（GST/VAT）」について議論を行った。また、実務者クラスの分科会では、「移転価格（無形資産の評価）」、「タックスペイヤージャーニーのデジタル化」及び「国別報告書（CbCR: Country by Country Report）の実施と情報の効果的活用」の3つのテーマに関する議論が行われた。

次回は、令和6年10月に韓国（ソウル）で開催予定。

### (3) 税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム（GF: Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes）

GFは、OECDにより設置された、税務目的の情報交換の促進や開発途上国向け技術協力等に取り組むフォーラムであり、OECD非加盟国を含む171か国・地域が加盟し、各国の「要請に基づく情報交換」及び共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）に基づく非居住者金融口座情報（いわゆる「CRS情報」）の「自動的情報交換」の法制・執行両面の相互審査を実施している。

令和5年11月の年次総会では、相互審査の進展状況と今後の予定、令和7年以降に開始される新たな相互審査制度の枠組み、開発途上国支援の状況と方向性、暗号資産等取引情報報告制度（CARF: Crypto-Asset Reporting Framework）導入に向けた対応を討議・合意したほか、作業部会の成果物承認及び方向性確認が行われた。

次回年次総会は、令和6年11月にパラグアイ（アスンシオン）で開催予定。

### (4) アジア・イニシアティブ会合

アジア・イニシアティブは、アジア地域における税務当局間の情報交換等促進を目的として、GFにより令和3年11月に立ち上げられた枠組みであり、現在、アジア地域の17か国・地域及びオブザーバー（ADB・世銀等5機関）が参加している。

令和6年6月の第6回会合では、年次報告書が発表され、当該報告書に基づくアジア地域の税の透明性の進捗状況についてパネル討議を実施。更なる情報交換の促進及びキャパシティビルディングの実施継続の必要性が確認された。また、令和7年までの活動計画が承認されたほか、実質的支配者情報の透明性確保、間接税（GST/VAT）目的の情報交換に関する課題への対処、CRS情報の効果的活用、情報交換が歳入に与える影響の効果測定的重要性等について議論が行われた。

次回会合は、上記GF年次総会（令和6年11月、パラグアイ（アスンシオン））に併せて開催予定。

## 2 外国税務当局との執行協力の拡充

### (1) 情報交換の状況

我が国は、租税条約等に基づき、多数の国・地域の税務当局と租税の賦課徴収に関連する情報を交換しており、令和4事務年度には、個別事案の情報交換(約900件)やC R S情報の交換(約305万件)含め約390万件の情報の交換を行った。

なお、令和6年7月末時点で、我が国を含む58の国・地域がC A R Fの導入及び令和9年の交換開始に向けて取り組む旨の声明を公表しており、我が国も、令和9年以降に報告・交換を実施するべく、令和6年3月に改正法を、同年6月に改正令及び改正省令をそれぞれ公布済みである。

### (2) 徴収共助の状況

徴収共助とは、税務当局にとっては自国の領域外では公権力を行使できないという制約がある中、租税条約等に基づいて各国の税務当局が協力してお互いに相手国の債権を徴収するという仕組みである。我が国は、多数の国・地域との間で徴収共助が可能となっており、積極的かつ効果的に制度を活用している。

## 3 相互協議事案の適切・迅速な解決

相互協議については、近年、発生件数が増加傾向にあり、それに伴って繰越件数も増加傾向にある。繰越件数のうち7～8割程度が事前確認に係る事案となっており、引き続き、国税局の審査部局と緊密に連携しつつ、処理促進に取り組んでいくこととしている。

繰越件数の増加に伴い、O E C D非加盟国・地域の繰越件数も増加傾向にあり、相互協議事案全体の4～5割程度となっている。このため、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、各国税務当局との連携を密にし、相互協議の円滑な実施を図るとともに、F T Aの下に設置されたO E C D相互協議フォーラム(M A P F : MAP Forum)に参加するなどの取組を行っている。

## 4 開発途上国に対する技術協力等の推進

開発途上国に対する技術協力については、政府開発援助の枠組み等の下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成等を目的として、独立行政法人国際協力機構(J I C A)等と連携し、引き続き積極的に取り組んでいく。

また、当該技術協力を国内で実施する場合には、国税局・税務署等の現場視察の要望が多く、こうした要望にも局署の協力を得ながら、積極的に対応することとしている。

## 5 国際課税制度の見直しに係る議論

経済のグローバル化・デジタル化に伴うビジネス形態の変化が進む中で、経済実態を反映した国際課税制度の見直しが議論され、令和3年10月、OECD及びG20 BEPS 包摂的枠組み（IF：Inclusive Framework）で二本の柱について合意が取りまとめられた。その後、令和5年7月には、同年の後半に多数国間条約の条文を確定させて、同年末までに署名式の開催を目指す旨のIFのステートメントが公表され、令和6年5月には、同年6月末までに署名式の開催を目指す旨のIF共同議長のステートメントが公表された。令和6年7月に発表された、G20財務大臣会合のコミュニケ及び国際租税協力に関する閣僚宣言において、「第1の柱」に関する最終パッケージの交渉を迅速に妥結することを奨励する旨が記載されている。

### (1) 第1の柱（利益A／利益B）

「第1の柱」のうち「利益A」は、新たな多数国間条約の締結により、グローバル企業グループが物理的拠点（いわゆるPE）なしに活動する市場国に対しても新たに課税権を配分する制度である。当初は全世界売上が200億ユーロ超かつ利益率が10%超のグローバル企業グループを対象とし、条約発効の7年後にレビューを行い、円滑な制度実施を条件に、売上閾値を100億ユーロに引き下げることを予定している。この多数国間条約については、後述する利益Bを含む第1の柱に関する最終パッケージの交渉を迅速に妥結した上で可能な限り早期に最終化及び署名開放し、令和7年中の発効を目指すこととされている。

また、「利益B」は、「基礎的マーケティング・販売活動」について移転価格税制の適用の簡素化・合理化を目的とした仕組みとされており、合意された利益Bガイダンスに基づき、令和6年2月にOECD移転価格ガイドラインが改定・公表された。これにより、利益Bの適用を選択した国は、令和7年1月以降に開始する事業年度における自国内の適用対象取引に対して、利益Bを適用できることとされている。

今後は、第1の柱に関して、国際的な議論に引き続き参加するとともに、国際的な合意等を踏まえて、執行の観点から検討を進め、適切に対応していく。

## (2) 第2の柱

「第2の柱」のうちグローバル・ミニマム課税は、年間総収入金額が7億5千万ユーロ以上の多国籍企業を対象として、国際的に合意された最低税率（15%）を下回る国における最低税率までの課税を確保する制度である。

### イ OECDにおける議論の状況

OECDにおいて、現在、グローバル・ミニマム課税に関する詳細な取扱いについての議論が継続されており、グローバル・ミニマム課税の一部の取扱いを明記した執行ガイダンスが順次公表されている。令和6年6月には、令和5年中に公表された3つの執行ガイダンスに続き、執行ガイダンス第4弾が公表された。

### ロ 法制化への対応

グローバル・ミニマム課税のうち、所得合算ルールに係る法制化として創設された各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税については、令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されている（制度創設後も数か月に一度執行ガイダンスが発出され、追加の税制改正等も見込まれる。）。本制度に対応するため、法令解釈通達、Q&A等を公表するとともに、専門的な知識を習得するための職員向け研修を実施してきたところ。令和6年4月の本制度の施行後は、各局における体制を整備した上で、外部からの質疑に的確に対応しており、今後も、積極的な制度の周知・広報等を進めるとともに、執行ガイダンス、追加の税制改正等も踏まえて、適切に対応していく。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
徴収部

## 徴収部当面の課題

### 1 キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組

国税の納付については、納税者の利便性の向上と納税事務・税務執行の効率化を図るとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指している。

また、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの推進の観点から、キャッシュレス納付への移行を加速させていく必要がある。

現金による納付の大半を金融機関の窓口納付が占めていることを踏まえ、金融機関、関係民間団体、地方公共団体等とも連携し、特に、納付機会の多い源泉所得税(自主納付分)を納付している納税者に対するキャッシュレス納付の利用勧奨に取り組む。

### 2 滞納の未然防止及び整理促進

#### (1) 滞納の未然防止

適正・公平な課税は、徴収がなされて初めて実現されることから、滞納の未然防止・早期徴収については、国税組織全体として取り組む必要があり、賦課・徴収の緊密な連携の下、積極的に取り組んできたところである。

滞納の未然防止については、令和6年6月の未然防止通達(※)に基づき、賦課・徴収の一層の緊密な連携の維持・強化に取り組

んでいるところ、引き続き、次の施策を実施していく。

※ 令和6年6月27日付徴徴2-28ほか14課共同「滞納の未然防止等に関する取組について」（指示）

- 期限内納付及び納税についての納税者利便の向上に関する広報・周知の充実
- 納期限前後における積極的な納付指導の実施
- 滞納整理における納付指導等
- 調査時における滞納の未然防止等
- 源泉所得税の未納に対する賦課・徴収の連携・協調

## (2) 滞納の整理促進

令和5事務年度においては、納税者個々の実情を的確に把握した上で、期限内に納税した納税者との公平性の確保を図る観点から、納税に対する誠実な意思が認められない者等については、時機を逸することなく滞納処分を実施するなど厳正に対処する一方、納税の猶予等の法令の要件に該当する場合には、納税緩和措置を適用するなど、適切に滞納整理に取り組んできたところ。

令和6事務年度においても、引き続き、納税者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応するという基本方針の下、①大口・悪質事案に対する厳正かつ毅然とした対応、②処理困難事案に対する質的整理の実施、③消費税事案の滞納残高圧縮に向けた確実な処理、④猶予制度の的確な周知・広報及び適切な適用等を重点課題として、より効果的・効率的な徴収事務運営に取り組んでいく。

## (3) 徴収事務運営におけるデジタル・トランスフォーメーションの推進への取組

滞納の未然防止及び整理促進の取組に当たっては、経済社会の変化に柔軟に対応しつつ国税庁の使命を的確に果たしていくために、データやデジタル技術の活用を前提とした税務コンプライアンスを最大化するためのビジネスモデルへの移行を念頭に、更なる効率化・高度化を図っていく。

## (4) 専門分野への取組

適正な納税義務の履行を確保するため、詐害行為取消訴訟等の原告訴訟の提起や第二次納税義務の賦課など法的手段を積極的に活用するほか、財産の隠ぺい等により国税の徴収を免れようとする特に悪質な滞納事案については、確実に滞納処分免脱罪の告発を行

う。

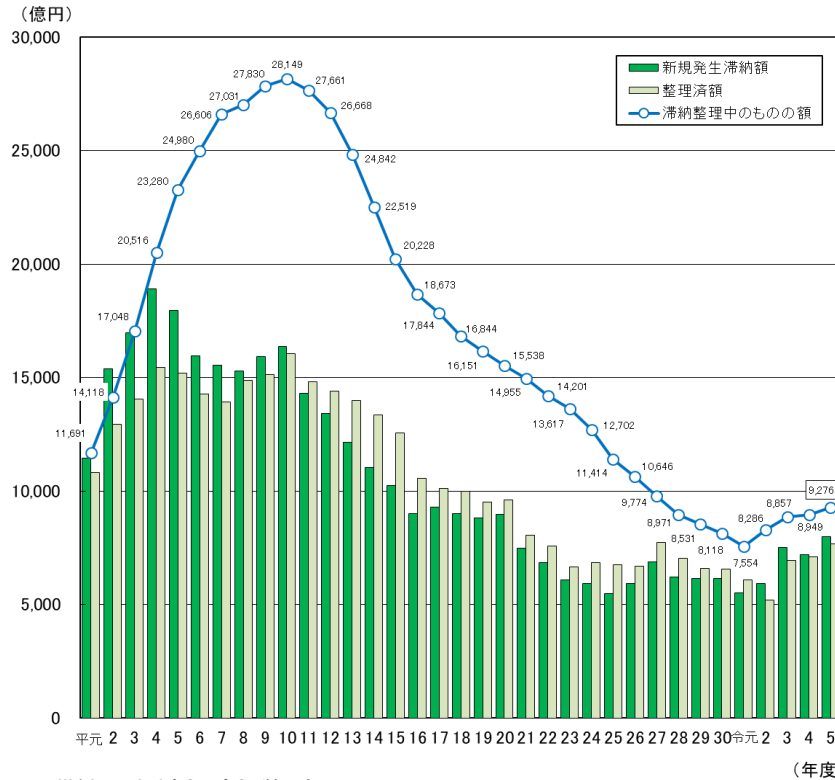
なお、国際的な徴収回避に的確に対応するため、情報提供要請を積極的かつ効果的に行い、租税条約等の要件に該当する事案については、確実に徴収共助を要請する。

また、年金保険料の滞納処分の委任については、年金保険料の確実かつ効率的な収納体制や組織体制の強化に関する取組の更なる推進のため、滞納処分の委任制度のより一層の活用と、委任を受けた事案の整理促進に向けて取り組む。

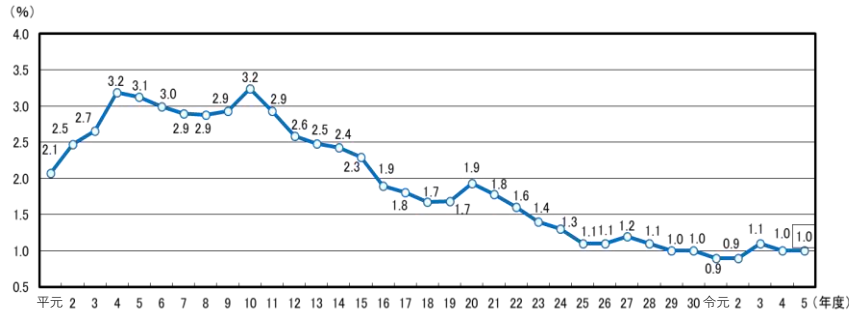


# 租税滞納状況と滞納発生割合の推移

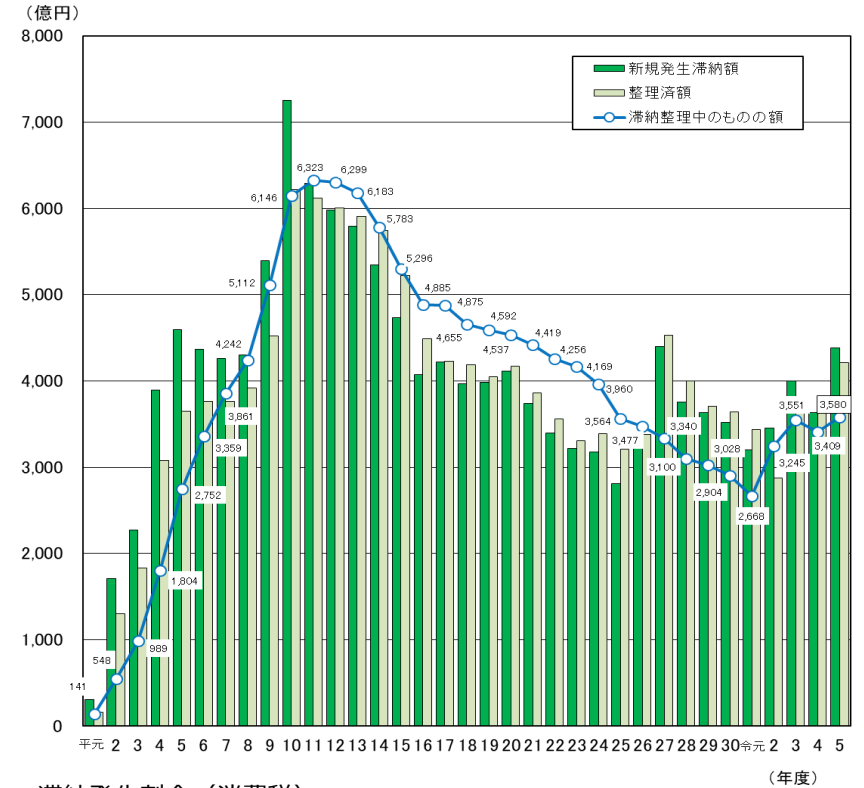
## 1 租税滞納状況（全税目）



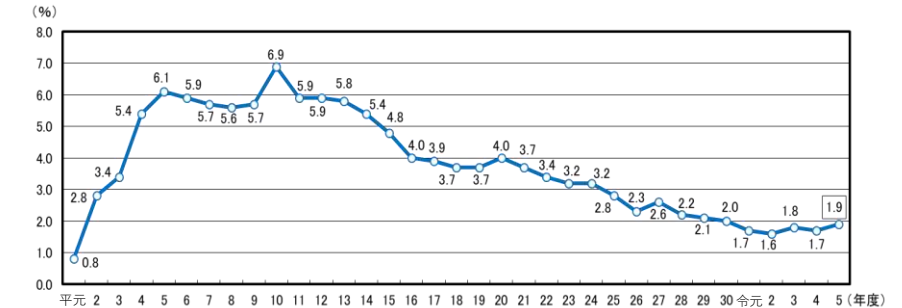
### 滞納発生割合（全税目）



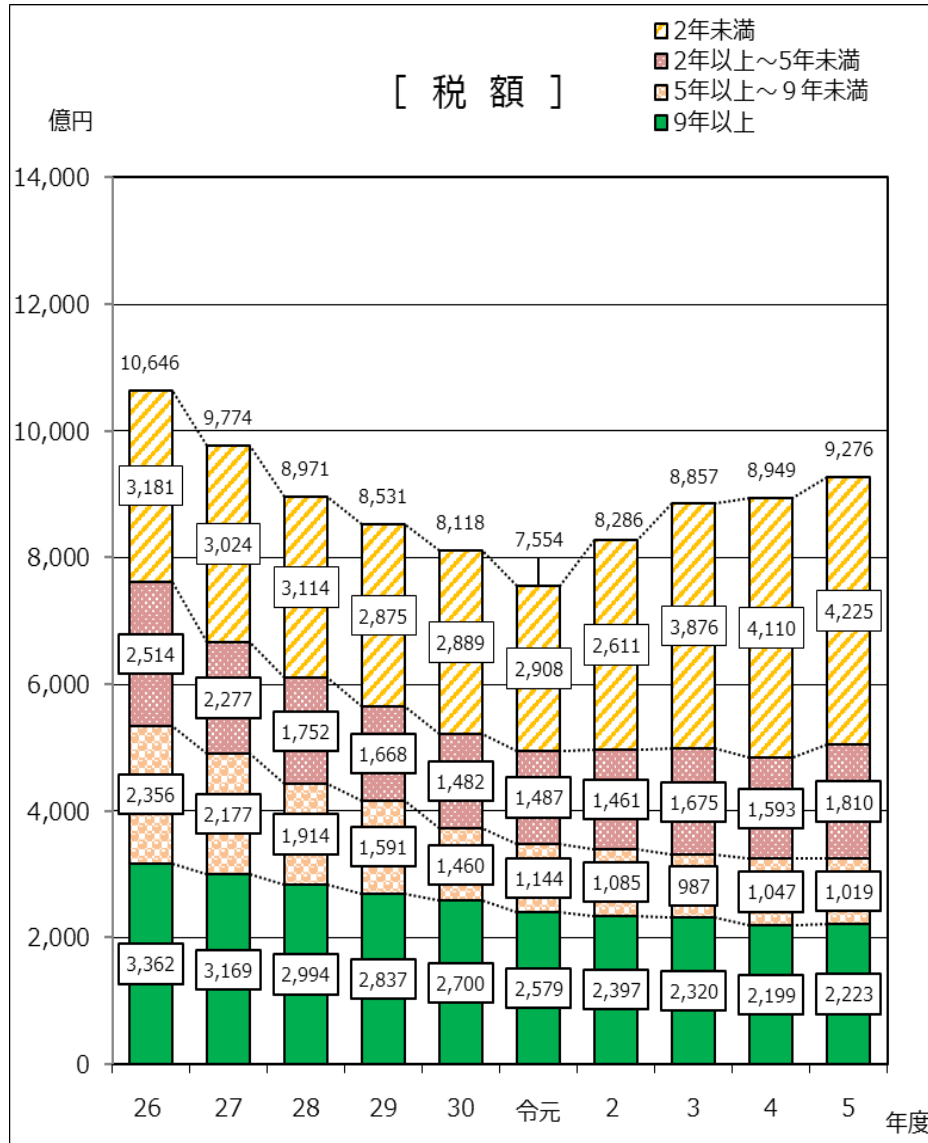
## 2 租税滞納状況（消費税）



### 滞納発生割合（消費税）



# 滞納期間別滞納残高の推移（全税目）



(注) 各々の計数において、億円未満を四捨五入したため、合計とは一致しないものがある。

全国国税局長会議

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
国税不服審判所

## 国税不服審判所の現状

### 1 審査請求の状況

(単位：件、%)

会計年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	前年対比
請求件数	3,104	2,563	2,237	2,482	3,034	3,917	129.1
処理件数	2,923	2,846	2,328	2,282	3,159	2,873	90.9
認容件数	216	375	233	297	225	279	124.0
認容割合	7.4	13.2	10.0	13.0	7.1	9.7	—
未済件数	2,595	2,312	2,221	2,421	2,296	3,340	145.5

(注) 請求、処理及び未済の各件数は、国税通則法に基づくもののほか、行政不服審査法に基づく審査請求を含む。

## 2 審理手続の計画的進行

適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求については、裁決をするまでに通常要すべき期間（標準審理期間）を1年と定め、これを公表している。なお、実績の評価における測定指標として「審査請求の1年以内の処理件数割合」を設定している。

また、審査請求事件の審理においては、審査請求人、原処分庁及び担当審判官が、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならないとされている（国税通則法第92条の2）。

【参考：1年以内の処理件数割合の推移】

（単位：％）

会計年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
1年以内の処理件数割合	99.5	98.0	83.5	92.6	95.4	99.1	—
目標値	95	95	95	95	95	95	95

(注) 処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いて算出。  
また、令和3会計年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出。

## 3 国税審判官（特定任期付職員）の外部登用

国税不服審判所では、平成19年7月から、弁護士や税理士などの民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として採用する外部登用を開始しており、平成22年度には、平成23年度税制改正大綱を受けて、民間専門家等の高度な専門的知識や実務経験を活用するとともに、審査請求事件の審理の中立性・公正性を向上させる観点から、国税審判官への外部登用の拡大についての方針と工程表を策定・公表した。

その後、平成25年7月には、事件を担当する審判官の半数程度（50名）が外部登用者となり、現在に至っている。

なお、令和6年7月10日現在の在職者の内訳は、弁護士出身者25名、税理士出身者19名、公認会計士出身者6名となっている。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
課税部酒税課  
・鑑定企画官

## 酒税課・鑑定企画官当面の課題

### 1 日本産酒類の輸出動向、輸出拡大に向けた取組

2023年分の輸出金額は1,344億円(対前年比▲3.4%)となり、過去最高となった2022年に次ぐ水準となり、足元の2024年1～6月では、累計輸出金額は668.2億円(対前年同期比▲4.7%)となった。

政府として、農林水産物・食品の輸出金額を「2025年までに2兆円、2030年までに5兆円」とする目標を掲げており、この目標達成に向けて、販路拡大支援や認知度向上等の日本産酒類の輸出拡大に向けた取組を加速させていく必要がある。

### 2 日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組

「伝統的酒造り」は、令和5年3月にユネスコ無形文化遺産登録に向けた提案書が再提出されており、今後は令和6年12月に政府間委員会において審議・決定が見込まれている。

国税庁としては、引き続き、文化庁等と連携して国内外で登録に向けた機運醸成等の広報活動を行っていくこととしており、各国税局(所)においては、各酒造組合等と連携し、各地域に応じた広報活動の企画・実施する必要がある。

### 3 地理的表示関係

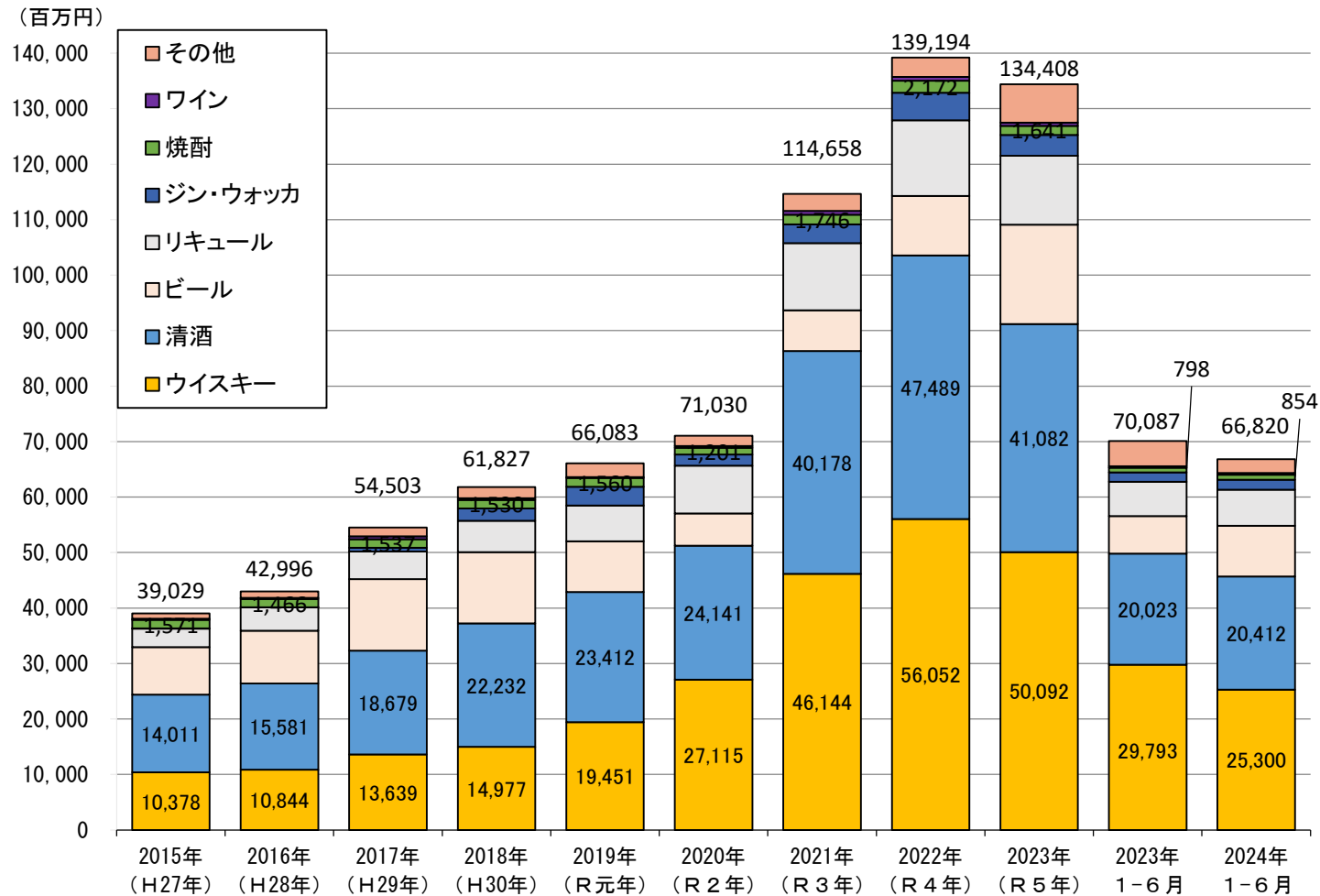
令和6年8月末現在、日本国内の地理的表示（G I）は、G I 日本酒を除き、27の地域が指定されている（直近では令和6年8月30日にG I 南会津が指定）。

G I 指定の申立てに向けた動きが増加してきており、今後輸出を促進していくためにも、迅速に対応していく必要があると認識している。

各国税局（所）においても、自局（所）管内でG I 指定を希望している産地の検討状況を正確に把握し、生産基準等の作成に係る進捗状況を庁局間で共有するなど、庁局連携して産地がG I 指定の申立てを円滑に行うことができるように対応する必要がある。

# 最近の日本産酒類の輸出動向について

- 2023年分の輸出金額は1,344億円(対前年比▲3.4%)となり、過去最高となった2022年に次ぐ水準。
- 2024年1-6月の累計輸出金額は668.2億円(対前年同期比▲4.7%)。ウイスキーについては、中国への輸出の減少等により、全体の輸出金額も前年より減少(対前年同期比▲15.1%)。ビールについては、韓国への輸出(対前年同期比+49.3%)が牽引し、全体の輸出金額も前年より増加(対前年同期比+35.2%)。



## ○品目別輸出金額

(単位: 百万円)

品目	2023年	対前年増減率	2024年(1-6月)	対前年同期増減率
ウイスキー	50,092	▲10.6%	25,300	▲15.1%
清酒	41,082	▲13.5%	20,412	+1.9%
ビール	17,906	+66.6%	9,124	+35.2%
リキュール	12,433	▲8.6%	6,514	+4.8%
ジン・ウォッカ	3,758	▲24.4%	1,801	+6.7%
焼酎	1,641	▲24.4%	854	+7.0%
ワイン	567	▲17.4%	318	+2.9%
その他	6,930	+99.7%	2,497	▲44.6%
合計	134,408	▲3.4%	66,820	▲4.7%

## ○輸出金額上位10か国・地域

(単位: 百万円)

国・地域	2023年	対前年増減率	2024年(1-6月)	対前年同期増減率
アメリカ合衆国	23,719	▲11.4%	15,610	+23.8%
中華人民共和国	32,221	▲18.3%	10,460	▲43.5%
大韓民国	14,272	+156.0%	8,146	+59.0%
台湾	13,516	+12.4%	7,693	+18.5%
オランダ	6,710	+59.7%	5,151	+11.0%
香港	9,444	▲18.5%	4,707	+4.1%
シンガポール	7,693	▲6.6%	3,847	▲6.4%
オーストラリア	6,583	+17.2%	2,462	▲34.9%
フランス	5,062	▲18.2%	1,859	▲36.2%
カナダ	1,722	▲31.3%	913	+15.4%
(参考)EU・英国	16,358	+4.7%	8,867	▲11.5%

出典: 財務省貿易統計

# 各酒類の主な輸出先(2024年1~6月)

単位:百万円

ウイスキー				清酒				ビール				リキュール				ジン・ウォッカ				焼酎				ワイン			
順位	国・地域	金額	対前年同期増減率	順位	国・地域	金額	対前年同期増減率	順位	国・地域	金額	対前年同期増減率	順位	国・地域	金額	対前年同期増減率	順位	国・地域	金額	対前年同期増減率	順位	国・地域	金額	対前年同期増減率	順位	国・地域	金額	対前年同期増減率
1	アメリカ合衆国	7,399	+9.6%	1	アメリカ合衆国	5,669	+37.3%	1	大韓民国	3,465	+49.3%	1	台湾	2,272	+5.0%	1	アメリカ合衆国	672	+283.2%	1	中華人民共和国	226	+11.8%	1	香港	62	+0.5%
2	オランダ	4,587	+9.0%	2	中華人民共和国	5,153	▲17.3%	2	台湾	1,737	+20.7%	2	大韓民国	920	+154.4%	2	オランダ	302	+124.2%	2	アメリカ合衆国	218	+9.3%	2	シンガポール	44	+24.9%
3	中華人民共和国	2,696	▲65.3%	3	香港	2,153	▲28.6%	3	中華人民共和国	1,546	+42.1%	3	アメリカ合衆国	827	+15.1%	3	オーストラリア	259	+4.7%	3	大韓民国	103	+17.3%	3	台湾	44	▲13.4%
4	シンガポール	2,152	▲5.2%	4	大韓民国	1,998	+26.5%	4	香港	480	+35.2%	4	香港	609	▲2.1%	4	シンガポール	118	▲71.8%	4	台湾	70	+8.6%	4	アメリカ合衆国	43	+487.9%
5	台湾	1,502	+34.1%	5	台湾	1,296	+5.1%	5	アメリカ合衆国	476	+16.5%	5	中華人民共和国	566	▲37.0%	5	フランス	111	▲23.2%	5	シンガポール	37	+59.1%	5	中華人民共和国	36	▲55.2%
6	大韓民国	1,449	+125.7%	6	シンガポール	734	▲3.2%	6	オーストラリア	451	+1.1%	6	シンガポール	290	+11.5%	6	英国	56	+27.2%	6	オーストラリア	33	▲44.8%	6	フランス	16	+59.9%
7	フランス	1,325	▲43.2%	7	カナダ	482	+55.7%	7	シンガポール	409	+43.6%	7	オーストラリア	215	▲10.0%	7	台湾	47	+102.6%	7	香港	29	▲14.4%	7	タイ	10	+1,029.6%
8	香港	1,040	+314.7%	8	オーストラリア	339	+30.1%	8	ニュージーランド	116	+45.7%	8	タイ	132	▲35.8%	8	ドイツ	45	+103.6%	8	タイ	26	▲17.4%	8	ノルウェー	9	-
9	オーストラリア	802	▲45.3%	9	英国	325	+19.2%	9	カナダ	74	+143.8%	9	カナダ	108	+49.8%	9	ニュージーランド	41	+18.3%	9	ベトナム	22	▲10.0%	9	オーストラリア	7	+8.9%
10	インド	327	+30.6%	10	フランス	298	▲0.7%	10	モンゴル	72	+5,406.9%	10	マレーシア	96	▲29.7%	10	インド	27	▲78.8%	10	フィリピン	21	+81.4%	10	英国	6	▲42.2%
-	(参考)EU・英国	6,419	▲16.6%	-	(参考)EU・英国	1,365	+7.4%	-	(参考)EU・英国	66	+6.0%	-	(参考)EU・英国	275	▲3.7%	-	(参考)EU・英国	535	+2.1%	-	(参考)EU・英国	21	▲12.9%	-	(参考)EU・英国	35	+6.5%
輸出合計		25,300	▲15.1%	輸出合計		20,412	+1.9%	輸出合計		9,124	+35.2%	輸出合計		6,514	+4.8%	輸出合計		1,801	+6.7%	輸出合計		854	+7.0%	輸出合計		318	+2.9%



# 令和7年度概算要求(酒類業振興関係)の概要【計34.8億円】

## 1. 酒類事業者向け補助金 13.0億円 (6.0億円)

※括弧内は令和6年度当初予算 (計20.8億円)

### (1) 海外展開支援

ブランディングやインバウンドによる海外需要の開拓等、日本産酒類の海外展開に向けた取組を支援

### (2) 新市場開拓支援

商品の差別化や販売手法の多様化による国内外の新市場開拓等の取組を支援

(補助事業イメージ)



訪日外国人を酒蔵に招いて酒造りを実施  
スマホアプリとAR(拡張現実)による商品説明の提供

## 2. 輸出促進等による酒類業振興 21.8億円 (14.8億円)

※日本酒造組合中央会に対する補助金【7.8億円】(6.2億円)含む。

### (1) 日本産酒類の魅力発信

- ①万博等の機会を捉えた「伝統的造り」等に関するシンポジウム、プロモーション等の開催
- ②国際的な酒類教育機関の講師等、発信力を持つ関係者の国内招聘
- ③国酒の文化的な価値や魅力の発信につながる、国際空港国酒キャンペーン等の実施
- ④日本酒フェアの開催

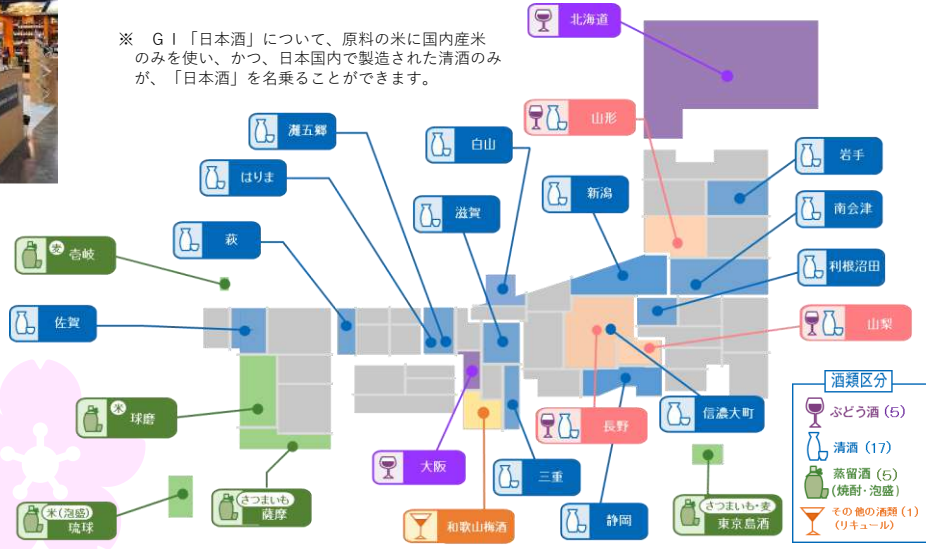


大規模展示会への出展支援 (令和6年7月、バンコク)

### (3) ブランド価値向上支援

- ①地理的表示 (GI) のPRや活用促進
- ②商品の差別化・高付加価値化等のための技術支援
- ③知的財産等の保護や活用

※ GI「日本酒」について、原料の米に国内産米のみを使い、かつ、日本国内で製造された清酒のみが、「日本酒」を名乗ることができます。



### (2) 輸出拡大に向けたマッチング支援

- ①海外大規模展示会への出展支援や海外輸出コーディネーター等による商談会の開催等
- ②酒類製造者と輸出卸・商社とのマッチングや海外販路開拓を支援する日本産酒類輸出促進コンソーシアムの運用
- ③輸出先国の消費者の嗜好や各種規制、販路開拓手法等に係る海外市場調査・情報収集

(注) この他に令和7年度概算要求において、(独)酒類総合研究所に対する運営費交付金【10.2億円】(9.7億円) (ブランド価値向上等に資する研究、国内外への情報発信強化等)を計上

## 1. 酒類事業者向け補助金 (1)~(2):6.0億円(R5補正:7.0億円)

- (1) **ブランディング**や**インバウンド**による**海外需要の開拓**等、日本産酒類の海外展開に向けた取組を支援
- (2) **商品の差別化**や**販売手法の多様化**による国内外の新市場開拓等の取組を支援

補正

当初

当初

## 2. 輸出促進等による酒類業振興 (1)~(6):8.6億円(R5補正:3.5億円)

- (1) 酒類輸出コーディネーターによる**海外バイヤーの発掘**や**商談会**(オンライン開催や**大規模展示会**を含む)の実施
- (2) **海外の食酒イベント**や**海外小売店等**でのPRイベントの実施
- (3) **地理的表示(GI)**酒類のブランド価値向上のため、国外の先進事例に触れ、意見交換を実施できる**シンポジウム**等を開催

当初

補正

当初

当初



《商談会》



《伝統的酒造りシンポジウム》

- (4) **ユネスコ無形文化遺産登録**に向けた機運醸成等のための各種PR
- (5) 海外の酒類教育機関の専門家やバイヤーを招聘し日本産酒類の特徴や魅力を発信
- (6) 中小企業診断士等による活性化・経営革新研修(事業承継セミナーを含む)

当初

補正

当初

当初



《酒類教育機関  
専門家の招聘》



《海外でのセミナーと組  
み合わせたPRイベント》

(注)この他に令和6年度予算において、以下を計上。

- ・日本酒造組合中央会の酒類振興事業に対する補助金【6.2億円】(国際空港におけるキャンペーン、イベント等を活用した海外バイヤーに対する情報発信等)
- ・酒類総合研究所に対する運営費交付金【9.7億円】【R5補正:2.2億円】・施設整備費補助金【R5補正:1.3億円】(ブランド価値向上等に資する研究、国内外への情報発信強化等)

# 日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組 ①

## ○ 政府方針等

- 岸田総理大臣施政方針演説（令和4年1月通常国会）  
日本酒、焼酎、泡盛など文化資源のユネスコへの登録を目指すなど、日本の魅力を世界に発信
- 菅総理大臣施政方針演説（令和3年1月通常国会）  
日本酒、焼酎などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す

## ○ 登録無形文化財登録

「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録（令和3年12月2日）  
（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）

### 1 登録要件

- ・ 米などの原料を蒸すこと
- ・ 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバラこうじを製造すること
- ・ 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等

### 2 保持団体

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会(令和3年4月16日設立)  
会長：小西 新右衛門（こにし しんうえもん）

（蒸きょう）



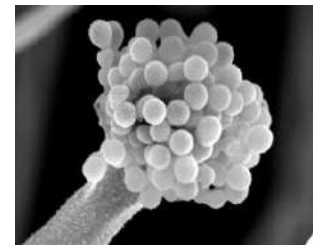
（こうじ造り）



（もろみ管理）



（こうじ菌(国菌)）



## ○ ユネスコ無形文化遺産への提案

- 令和5年3月 ユネスコ事務局に提案書を再提出（令和4年3月 当初提出）
- 令和6年6・9月 ユネスコ評価機関会合
- 令和6年11月 ユネスコ評価機関による評価結果公表
- 令和6年12月2～7日 政府間委員会において審議・決定見込み（パラグアイ）



# 日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組 ②

➤ ユネスコ無形文化遺産登録に向け、文化庁・保存会等と連携し、各種機運醸成事業を実施

## ○ 「伝統的酒造り」シンポジウム(国内)

➤ 酒造りの担い手や有識者を交え全国で順次開催

開催年月日	会場	内容
令和4年2月26日	国立科学博物館(東京)	こうじ菌文化に焦点
3月26日	京都国立博物館	日本酒に焦点
5月28日	沖縄県立博物館・美術館	泡盛に焦点
6月11日	福岡国際会議場	本格焼酎に焦点
11月5日	名古屋クレストンホテル	みりんに焦点
令和5年3月5日	江陽グランドホテル(仙台)	東北の酒造りに焦点
3月23日 24日	札幌駅前地下歩行空間	北海道の酒造りに焦点
10月8日	しいのき迎賓館(金沢)	石川の酒造りに焦点
令和6年2月24日	池田総合体育館(徳島)	四国の酒造りに焦点
3月30日	熊本駅白川口駅前広場	熊本の酒造りに焦点



(パネルディスカッションの様様)



(酒造り唄の披露)

## ○ ALT(小中学校等の外国語指導助手)等を通じた広報

- 日本に滞在中のALT等の在留外国人向け酒蔵見学ツアーを開催
- 令和5年11月～令和6年3月に、北海道から沖縄までの36道府県で、520名が参加
- 体験談は本人SNSを通じ母国へ情報発信のほか、自治体国際化協会の機関誌に体験記を掲載



## ○ 「伝統的酒造り」シンポジウム(海外)

➤ 令和5年2月2日 パリ日本文化会館  
ユネスコ各国大使や仏の酒類関係者等を招待し開催。現地の清酒製造者や仏人講師等を交え、ワインと比較しながら、日本の酒造りを訴求



➤ 令和5年5月23日 在フランクフルト日本国総領事 公邸  
行政、メディア関係者等を対象としたセミナー及びレセプションを開催。日本料理や西欧フュージョン料理とのペアリング体験を実施



➤ 令和5年9月25日 ジャパンハウス・ロンドン  
伝統産業(日本酒・ワイン)に携わる日英の女性醸造家による対談(トークセッション)を実施



➤ 令和5年11月15日～20日 在スペイン日本国大使公邸 等  
行政やメディア関係者を対象とし、日本食普及親善大使や利き酒師によるセミナー等を実施



➤ 令和6年3月7日～11日 ローマ文化会館 等  
メディアや料飲業者等を対象とし、伊人酒サムライや日本の酒蔵によるセミナー及びパネルディスカッション等を実施





# 酒類の地理的表示の指定状況②

	名称 ※1	産地の範囲	指定日等
	壱岐	長崎県壱岐市	平成7年6月30日
	球磨	熊本県球磨郡、人吉市	平成7年6月30日
	琉球	沖縄県	平成7年6月30日 (令和2年9月14日変更)
	薩摩	鹿児島県 (奄美市、大島郡を除く)	平成17年12月22日
	白山	石川県白山市	平成17年12月22日
	山梨	山梨県	平成25年7月16日
	日本酒	日本国	平成27年12月25日
	山形	山形県	平成28年12月16日
	灘五郷	兵庫県神戸市灘区、東灘区、芦屋市、西宮市	平成30年6月28日 (令和2年8月17日変更)
	北海道	北海道	平成30年6月28日

	名称 ※1	産地の範囲	指定日等
	はりま	兵庫県姫路市 他21市町 ※2	令和2年3月16日
	三重	三重県	令和2年6月19日
	和歌山梅酒	和歌山県	令和2年9月7日
	利根沼田	群馬県沼田市、利根郡片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	令和3年1月22日
	萩	山口県萩市、阿武郡阿武町	令和3年3月30日
	山梨	山梨県	令和3年4月28日
	佐賀	佐賀県	令和3年6月14日
	大阪	大阪府	令和3年6月30日
	長野	長野県	令和3年6月30日
	長野	長野県	令和3年6月30日

	名称 ※1	産地の範囲	指定日等
	山形	山形県	令和3年6月30日
	新潟	新潟県	令和4年2月7日
	滋賀	滋賀県	令和4年4月13日
	信濃大町	長野県大町市	令和5年6月30日
	岩手	岩手県	令和5年9月25日
	静岡	静岡県	令和5年11月30日
	東京島酒	伊豆諸島 ※3	令和6年3月13日
	南会津	福島県南会津郡南会津町	令和6年8月30日

※1 名称は、指定日順に記載。なお、指定日が同一の場合は、名称の五十音順に記載。更に、名称が同一の場合は、酒類区分(ぶどう酒、清酒、蒸留酒、その他の酒類)順に記載。

※2 兵庫県相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町

※3 東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村

全国国税局長会議

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
長官官房人事課

### 人事課当面の課題①

近年、少子化の影響による受験者層人口の減少、若い世代の就業意識の変化などを背景に、公務員の志望者が長期的に減少傾向にあることや、民間や地方自治体との競合など、国税職員の採用環境は極めて厳しい状況にある。

このような状況の下、志望者の関心に応える情報発信の強化、国税の魅力発信への取組を質的量的に一層充実させるなど、有為な人材を確保するため、採用活動の充実を進める必要がある。

## 全国国税局長会議

情報公開	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係	
5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

令和6.9.12  
13  
税務大学校

## 税務大学校当面の課題

### 1 研修実施に当たっての課題

#### (1) 令和6年度の研修実施状況

税務大学校では、研修の目的及び特性を踏まえ、集合研修を基本としつつ、育児・介護等の事情により集合研修に参加できない研修生に対してはオンラインによる受講を可能とする方針としている。

令和6年度の研修は、上記方針の下、研修施設(教室・学寮)の収容能力等の様々な事情を考慮し、可能な限り集合研修の日数を拡充した。また、集合時期は、研修効果を最大化する観点から、研修開始冒頭や討議が集中する時期を軸に設定した。

#### (2) 簿記会計学の事前学習用教材の積極的活用

簿記は、税務職員に求められる基礎的事項であるところ、近年、専科における簿記会計学の不合格者が増加している。

専科における簿記会計学の講義は、日商簿記2級相当の知識を有していることを前提にカリキュラムが組まれていることから、専科入校前までの間、局署における簿記学習の督励を引き続き行う。加えて、税務大学校では、令和6年8月に新たにスマートフォン等の私物端末でいつでも気軽に学習できる事前学習用教材「簿記事前学習用プラットフォーム」を提供したことから、模擬試験の実施や講義動画の視聴をするなど、自らの立ち位置の把握や苦手分野の学習が可能となるため、令和7年度専科入校予定者に対し、積極的に活用を推奨する。



## 2 調査研究機能の充実

国民の税に対する関心が高まる中、税務行政の透明性を高め、説明責任を果たすことが一層重要となってきた。この点、税務大学校では「税務行政の現場のニーズに沿って、現場に役立つ研究を行う」との基本的な考え方の下、現場と連携した研究の充実に努めており、引き続き庁主務課等からの要望を受けて、税の執行上・審理上の諸課題につき理論的な研究を実施するとともに、税務データを活用し、統計的な手法や機械学習等により、直面する税務上の課題を解決するための実証研究を実施する。

なお、国・地方公共団体等が公共データの活用に取り組むオープンデータ基本指針を踏まえ、税・財政政策の改善・充実等に資する目的で、令和4年4月から大学の研究者との共同研究を開始しており、研究の成果をディスカッションペーパーとして国税庁ホームページで公表している。

## 3 国際協力の充実

税務大学校では、政府開発援助の枠組み等の下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成等を目的として、税務に関する国際協力及び開発途上国の税務職員に対する研修（国際研修等）を行っている。令和6年度も引き続き、相手国のニーズに合った効果的な研修を的確に実施する。

## 4 情報発信の強化

税務大学校では、研究の成果を公表し、租税に関する知識の普及や納税意識の向上に寄与することを目的として、税大論叢や税大ジャーナルを国税庁ホームページに掲載するとともに、広く一般の方を対象とした公開講座や租税史料室で収集・保存している税に関する貴重な史料の展示等を行っている。

令和3年度以降は、公開講座をオンライン配信で実施しているほか、租税史料の特別展示の内容を紹介するインターネット番組（Web-TAX-TV）を制作・配信するなど、オンラインを活用した情報発信に取り組んできたところである。

令和6年度についても、オンラインを活用した取組を継続することとしており、国税局及び税務署においても、関係民間団体等に対する計画的な周知広報をお願いする。

## 全国国税局長会議

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
長官官房人事課

## 人事課当面の課題②

非行の未然防止については、従来から様々な取組を実施してきたところであるが、組織の信用を損なう非行事件が依然として頻発している状況であり、このような現状については、非常に重く受け止める必要がある。

国税庁においては、令和5事務年度に発生した国税局職員による不適正申告事案及び本庁課室長級職員によるセクハラ事案を踏まえ、非行の未然防止に向け、深度ある身上把握はもとより、事案の発生原因を分析した上で、より効果的な未然防止策を講じるほか、改めてセクハラを含む様々なハラスメントとなり得る言動を正しく認識するよう、全職員に対して、ハラスメント防止のための長官メッセージを周知するなど、ハラスメントの根絶に向けた取組を講じているところである。

組織の危機管理や非行の根絶、そして倫理の保持は組織運営上の最重要課題であることから、各種取組を今後も着実に実施していくことのほか、より実効性があるものとするよう、実施状況等についての的確にフォローアップを行っていく必要がある。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
長官官房監察官室

## 監察官室からの連絡事項

人事院が発表した令和5年における懲戒処分の状況によると、公務員全体の懲戒処分は240人と前年の234人から6人増加しており、国税庁における懲戒処分は46人で、前年同期の32人から14人の増加となっている。

また、令和5事務年度においては、兼業禁止違反や職務専念義務違反のほか、賭博行為や虚偽の医療費控除を計上した不適正申告事案等、国家公務員としてあるまじき非行事件が発生し、マスコミにも大きく報道されるなど、国税組織の信頼は著しく低下しかねない状況にある。

これら非行事案の発生要因を見ると、根本的には職員自身の非行に対する認識の甘さ、身勝手な行動等によるものがほとんどであることから、幹部職員が職員の抱える問題、兆候等をいち早く把握してその改善、解消を図るとともに、職員に対して税務職員としての立場と職責の重要性、非行を起こしたことにより受ける処分の内容や職員のみならず国税組織が受ける深刻な影響について、十分に認識させることが未然防止に繋がるものと考えられる。

このため、幹部職員は部下職員の模範となるべく自らの身を律し、より一層、事務管理の徹底を図るとともに、職員の身上を的確に把握して適切な指導・助言を行い、非行の未然防止、再発防止に努めることが肝要である。

全国国税局長会議

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
大臣官房文書課

## サイバーセキュリティ・情報化関係

情報セキュリティ 10 大脅威として、ランサムウェアによる被害が昨年同様 1 位となっている。また、官民事業者で発生した情報漏洩事案についての報道が依然として取り上げられている。

全国国税局長会議

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
調査査察部査察課

### 査察課当面の課題

○ 令和6年度の査察実績

令和6年度については、4月から6月まで(第1四半期)に査察調査に着手した件数は34件である。

また、6月までに調査着手した査察事案について、処理(検察庁への告発の可否を判断)した件数は42件、そのうち検察庁に告発した件数は20件であり、告発率は47.6%となっている。

【着手・処理・告発件数、告発率の推移】

項目 \ 年度	令和元	2	3	4	5	5年4~6月	6年4~6月
着手件数	150件	111件	116件	145件	154件	38件	34件
処理件数 (A)	165	113	103	139	151	35	42
告発件数 (B)	116	83	75	103	101	19	20
告発率 (B/A)	70.3%	73.5%	72.8%	74.1%	66.9%	54.3%	47.6%

【脱税額の推移】

項 目		年 度		令和	2	3	4	5	5年4~6月	6年4~6月
		元	元	元	元	元	元	元	元	
脱 税 額	総 額	百万円 11,985	百万円 9,050	百万円 10,212	百万円 12,760	百万円 11,980	百万円 3,166	百万円 2,914		
	同上1件当たり	73	80	99	92	79	90	69		
	告 発 分	9,276	6,926	6,074	10,019	8,931	1,968	1,686		
	同上1件当たり	80	83	81	97	88	104	84		

(注) 脱税額には加算税額を含む。

【重点事案の告発件数の推移】

区 分		年 度		令和	2	3	4	5	5年4~6月	6年4~6月
		元	元	元	元	元	元	元	元	
消 費 税 事 案		内11件 32	内9件 18	内9件 21	内16件 34	内16件 27	内4件 5	内3件 5		
無 申 告 事 案		27	13	16	15	16	4	4		
国 際 事 案		25	27	17	25	23	6	2		

(注1) 消費税事案の内書は、消費税不正受還付事案の件数であり、ほ脱犯との併合を含む。

(注2) 一事案が複数の重点事案に該当する場合には、それぞれでカウントしている。

## ○ 令和6年度における査察部門の事務運営の基本方針

### 1 基本的考え方

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としている。

この目的を達成するため、査察を取り巻く環境が変化する中であっても、社会的に非難されるべき悪質な脱税を的確に摘発し検察官に告発できるよう、情報事務と調査事務を通じて、組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、重点事案（注）の積極的な立件・処理に取り組む。

（注）重点事案とは、消費税事案、無申告事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案をいう（3 重点事案）。

### 2 事務運営上の留意事項

#### (1) 幹部の果たすべき役割

幹部（部長、次長、課長等）は査察事務の適正・円滑な運営に責任を有しており、適切かつ主体的にその管理を行う。特に、不測の事態に際しては国税庁に早期に報告するとともに、自ら率先して情報収集や対応策等の検討を行う。

また、効率的・効果的な事務処理を推進するため、適時適切に事務の見直しを行う。

さらに、幹部は、査察調査の実施に当たり、大局的な見地から立件・処理の方針等を判断するものとし、その際には、社会的波及効果等についても十分に勘案する。また、事案の円滑な処理に向け、告発要否の早期見極め及び検察当局等との連携において積極的な役割を果たす。

#### (2) 事務計画の策定

事務計画に当たっては、情報事務と調査事務を通じて事務の効率化を図りつつ、局の実情に即した適正な立件・処理に向けた事務計画を策定する。

また、適正な立件・処理に向け、査察部門全体における情報事務と調査事務の事務量配分についても併せて検討する。

### (3) 情報事務

悪質な脱税者を的確に立件するため、情報事務を担う各課・各部門等は、自ら果たすべき役割・責務を認識し、以下を踏まえた上で戦略的な資料情報の収集・分析に取り組む。

#### イ 社会的波及効果が見込まれる事案への取組の充実

査察制度の目的に鑑み、一罰百戒の効果を最大限発揮させることを念頭に、世間の耳目をひき牽制効果が期待できる事案に積極的に取り組む。

#### ロ 新たな資料情報の収集及びデータ活用の推進

査察を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、新たな資料情報の収集に取り組むとともに、各種資料情報の分析を効果的・効率的に行い、データ活用による事案の発掘に積極的に取り組む。

#### ハ 課税部等との連携の充実

国税組織全体の組織力を一層発揮させるため、課税部・徴収部・調査部等と連携を密にし、経済社会情勢に着目した戦略的な取組に際しての協調を的確に行う。

#### ニ 資料情報の収集・分析事務量の安定的な確保

個々の事案に関して、今後の調査方針、調査体制、調査継続の要否等を早期かつ的確に判断するなどし、資料情報の収集・分析に必要な事務量を安定的に確保する。

#### ホ 情報事務の全国一体運営の推進

経済取引の一層の複雑化・広域化や経済社会のデジタル化・国際化等の進展などに効果的・効率的に対応するため、センター局の主導により、全国の情報部門が一体となった広域的な資料情報の収集・分析の取組を推進する。また、センター局のブロック局に対する支援について体制の強化と内容の充実を図る。

#### ヘ 調査部門との連携等による組織力の発揮

事件着手に当たっての重要事項について、調査部門との緊密な情報交換を行う。また、調査部門と連携した新たな事件の発掘に向けた情報収集にも積極的に取り組む。



## ト 関係当局との連携の充実

検察・警察当局をはじめとする他の捜査機関等との連携を充実させ、これらの当局から収集した情報に関する対応に当たっては、機を逃すことなく、的確・迅速に行う。

## (4) 調査事務

### イ 厳正かつ的確な手続・管理の徹底

調査事務が刑事公判に向けた証拠収集を目的としていることを念頭に置き、法令等に基づき適正な調査を行うとともに、厳正かつ的確に証拠管理を行う。

### ロ 審理の充実等による適正・確実な事件処理の推進

刑事公判を意識した証拠収集など適正・確実な事件処理を推進するため、審理能力の向上や審理体制の強化などによる審理の充実を図るとともに、検察当局との協議・連携を促進する。なお、消費税事案の事件処理に当たっては、法令上の要件に照らし、仕入税額控除の適用要否を的確に判断する。

### ハ 効率的・効果的な事務処理の推進

個々の事件に関して、初動調査を充実させ、早期に問題点を把握するとともに、デジタル化・国際化に伴う国外証拠収集やデータ調査の重要性を踏まえた具体的かつ明確な調査方針の策定を行う。

また、部門の枠を超えた人員投入など弾力的な事務運営を実施することなどにより、効率的・効果的な事務処理を推進する。

## ニ 局の実情に即した処理計画に基づく進行管理の徹底

年度を通して、処理計画に基づいた進行管理を徹底し、事件処理の平準化を図るとともに、調査状況を十分に把握した上、証拠の有無、犯則の規模、調査事務量及び証拠収集の見通しを総合的に判断することにより告発要否の早期見極めに努め、必要に応じて幹部自ら検察当局と告発に向けた協議を行う。

## ホ 調査事務の全国一体運営の推進

着手日の調査応援をはじめとしたセンター局によるブロック局への支援やブロック局間連携の充実により、全国の調査部門が一体となった効果的な事件処理に取り組む。

また、センター局が自局事件の調査のためブロック局管内で捜索を行う場合には、嘱託調査を積極的に活用し、センター局の事務の効率化及びブロック局査察官の調査経験の充実を図る。

さらに、デジタル化・国際化に的確に対応するため、センター局の専門性を生かした効果的なブロック局への支援を推進する。

#### へ 情報部門との連携等による組織力の発揮

個々の事件処理にとどまらず、情報部門と連携した新たな事件の発掘に向けた情報収集にも積極的に取り組む。

#### ト 徴収部との連携・協調の充実

徴収部と連携・協調し、国税債権の早期かつ確実な保全に向け、犯則嫌疑者等に対し納付の意思確認を行うとともに、納付の意思を示した場合は予納の利用勧奨を行うなど、早期納付による滞納の未然防止に積極的に取り組む。

また、徴収部における保全差押えや租税条約に基づく保全共助の要請、第二次納税義務の追及などの、適切かつ効果的な実施を確保するため、調査の段階から徴収部との緊密な連携を保つとともに、課税情報や財産情報の早期提供に努める。

#### (5) 適切かつ効果的な広報

幹部は、租税犯罪の一般予防、納税道義の向上及び税務行政への信頼確保を図るため、犯則嫌疑者等のプライバシー保護等に留意しつつ、告発事案の適切かつ効果的な広報に積極的に取り組む。

#### (6) DX・BPRの推進

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する観点から、情報事務・調査事務の効率化・高度化に着実に取り組む。

また、部内業務のペーパーレス化やリモートワーク環境の活用などによる業務改革（BPR）に積極的に取り組む。

#### (7) 人材育成による職務遂行能力の向上

経済取引の一層の複雑化・広域化や経済社会のデジタル化・国際化等の進展のほか、若手等職員の経験不足に対応し、的確かつ効果的に事務運営が行われるよう、職員の経験等を踏まえた計画的な研修やOJTを通じ、実効性のある人材育成に取り組むことで、査察部門全体として職員の職務遂行能力の向上を図る。

また、取組に当たっては、センター局への査察官派遣実務研修（短期・長期）やブロック局ICT調査担当者の他局応援を積極的

に活用するなど、全国の査察部門が一体となって推進し、特に、査察経験の浅い職員の指導育成に努める。

## (8) 職場環境の整備等

### イ ワークライフバランス等に配慮した職場環境の整備

性別や年代、時間等制約の有無にかかわらず、全ての職員がワークライフバランスを確保しながらその能力を十分に発揮し、誇りとやりがいを持って働けるよう、事務の簡素・合理化による超過勤務の縮減や必要に応じた事務分担の見直しなどによる体制整備を進めるとともに、幹部自らが職場におけるコミュニケーションの活性化やハラスメントの防止に取り組むなどし、明るく風通しの良い職場環境の整備に取り組む。

また、妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援の観点から、全ての職員が両立支援制度を気兼ねなく利用できる環境の整備及び職場全体の意識醸成を図る。

### ロ 女性職員の活躍

女性職員の能力と適性を生かせるよう、ライフサイクルを意識したキャリア形成支援に重点的に取り組むほか、女性職員の登用の拡大に努める。

## (9) 綱紀の厳正な保持と事務管理の徹底

査察事務に対する国民の信頼を堅持するため、綱紀の保持と行政文書管理や情報管理をはじめとする事務管理を徹底する。

特に、情報セキュリティを確保するため、情報システム等の取扱いに係る関係訓令等の遵守を徹底するほか、電子媒体により作成・取得・管理することを基本とする政府方針等に基づき、行政文書の電子的管理に向けた取組を推進する。

また、厳格な管理が求められるマイナンバーを含む特定個人情報の取扱いについては、番号法や取扱規程に従い、十分な安全管理措置を講ずる。

## 3 重点事案

令和6年度においては、査察制度の目的に鑑み、以下の事案の積極的な立件・処理に取り組むこととする。

**(1) 消費税事案**

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案について積極的に取り組む。受還付犯については、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い行為であり、牽制効果を十分に発揮させる必要があることから、特に積極的に取り組む。

**(2) 無申告事案**

無申告による税のほ脱は、申告納税制度の根幹を揺るがす行為であることを踏まえ、無申告事案について、積極的に取り組む。

**(3) 国際事案**

国境を越えた経済・金融取引の活発化に伴い、海外取引を利用した悪質・巧妙な不正行為が見受けられることを踏まえ、国際事案について、租税条約等に基づく情報交換制度等を活用して積極的に取り組む。

**(4) 上記以外で社会的波及効果が高いと見込まれる事案**

上記以外で、時流に即した新たな業種・業態に関連する事案や特定の業界内での波及効果が極めて高い事案など、世間の耳目をひき牽制効果が期待できる事案について、積極的に取り組む。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
調査査察部調査課

## 調査課当面の課題

### 1 事務運営の基本方針

調査課は、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図ることを使命とし、その果たすべき役割を「署では対応が困難な事案等を担当すること」及び「組織内外に大きな波及効果を及ぼすこと」としている。

こうした役割を果たしていくため、リスク・ベース・アプローチに基づき、実地調査による複雑・困難事案への的確な対応と大法人と協調関係を築いた上で自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導く協力的手法を効果的に組み合わせることで所管法人全体を適切に監理することとしている。

### 2 評価指標に基づく調査事務

調査に当たっては、税務リスクが高い事案に取り組むことはもとより、調査課の役割を踏まえ重点的に取り組むべき分野へ優先的に事務量が配分されるよう促していく必要がある。

このため、新たな評価指標を策定し、調査課職員に当該分野への積極的な取組・事務量配分を促すとともに、部次長・統括官等の幹部職員が当該分野への取組状況を適時・適切に把握・確認し、その分析・検証結果を各局の事務運営に反映させていくこととしている。

### 3 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大法人の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、税務に関するコーポレートガバナンス（以下「税務CG」という。）を充実させていくことが重要かつ効果的であり、特別国税調査官所掌法人等に対して、その充実を促すことに取り組んでいる。

同取組をより効果的かつ効率的に実施する観点から、今後の方向性等について検討していく必要がある。

### 4 調査選定等の高度化・効率化に向けた課題への対応

法人の申告・決算内容や過去の調査状況のほか、税務CGの状況など各種データの分析に基づき、調査課の役割を踏まえて個々の法人の税務リスクを判定し、そのリスクに応じて所管法人全体を適切に監理することとしている。

調査必要度の高い事案を的確に調査選定するための法人情報管理統合システムについては、引き続き、改善すべき課題について見直しを行う必要がある。

### 5 戦略的な情報企画の取組

産業・経済の成長領域において、各種の課税上の問題・課題が顕在化・拡大する前に、これを的確に捕捉・分析の上、迅速に対応を検討・判断できるよう、より前広な情報収集・分析機能の強化、収集情報の組織的な共有・対応を行うことが必要不可欠である。

調査課においては、業界・地域を代表、リードする大法人を所管しており、調査等を通じて培った先端取引に関する専門的知識、業種ノウハウ及び情報を国税組織全体に還元することが役割として求められていることを踏まえ、将来的な課税リスクを見据えた中期的な観点による情報収集に取り組んでいく必要がある。

### 6 国際課税の充実

経済社会の国際化に伴う課税上の問題の複雑化など、国際課税を取り巻く環境変化に対して効果的かつ効率的に対応するため、都市4局の国際課税を担当する部署が中心となり、国際課税リスクの高い海外取引の把握及び実態解明に積極的に取り組み、移転価格調査

や複雑な海外取引を行う法人について多角的な観点から調査を実施する必要がある。全国均質かつ統合的な事務運営を実施するため、都市4局は、センター局（東京局・大阪局）を中心に、リスク・ベース・アプローチに基づきつつ、移転価格等の専門性が高い分野を中心とした地方局調査事案を支援していくこととしている。

また、令和6年4月に施行された「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（所得合算ルール・IIR）」に係る対応に関しては、法令解釈通達、Q&A等を公表するとともに、職員向け研修を実施してきたところ。庁局で連携し、外部からの質疑に的確に対応しており、今後も、積極的な制度の周知・広報等を進めるとともに、数か月に一度発出される執行ガイダンス、追加の税制改正等も踏まえて、適切に対応していく。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
課税部・調査査察部

## コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営

経済社会のデジタル化・国際化等により税務行政を取り巻く環境が変化中、限られた人員等を活用し、効率的・効果的にコンプライアンス水準を確保していくためには、データ活用の高度化により、納税者の納税コンプライアンスに関するリスクを包括的・客観的に測定・把握し、当該リスクや非違類型に応じた最適な接触体系を構築するとともに、特に真に調査必要度の高い納税者等については、深度ある調査を実施できる、組織全体としてシームレスな事務運営を推進する必要がある。

コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営については、令和3事務年度から検討をはじめ、令和5事務年度には事務運営の評価方法や局現業部署の在り方など、各取組内容について整理したところである。

令和6事務年度においては、これまでの検討結果を踏まえ、各取組内容を実施した上で、コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営の推進・定着を図っていくこととしている。

### 【意見交換事項】

令和6事務年度、コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営の推進・定着をどのように取り組んでいくか。また、令和8事務年度以降の環境変化を見据え、局現業部署や広域運営の在り方、エリア一体運営の拡充等について今後どのように検討していくべきか。



情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
長官官房  
総務課  
参事官

## 行政文書・情報の管理の徹底、緊急対応体制の整備

### 1 行政文書・情報の管理の必要性

国税庁は、申告情報や個人番号等、納税者の極めて重要な情報を大量に取り扱っており、ひとたび納税者に関する情報が流出した場合には、納税者からの税務行政に対する信頼を失いかねないことから、行政文書・情報の厳格な管理に務め、厳正・的確な事務処理を徹底する必要がある。

### 2 行政文書・情報の適切な管理の徹底に関する取組

国税庁で保有する行政文書・情報の適切な管理については、非常勤職員を含む職員一人一人が、その必要性・重要性を認識した上で、行政文書管理等に関する規程やルールを理解し、実践することが重要である。そのため、全職員を対象とした研修、自己点検等を実施することにより、行政文書の管理及び情報セキュリティの確保を行う。また、文書管理者等は、行政文書・情報の管理状況を定期的に確認するとともに、自己点検等で把握した問題点、問題点の発生原因、並びに改善措置及び再発防止策について審議し、具体的措置を講ずるなど、行政文書・情報の適切な管理の徹底を図る。

### 3 行政文書の電子的管理に向けた取組等

行政文書の電子的管理については、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成 31 年 3 月 25 日内閣総理大臣決定）に基づき、文書管理業務の自動処理化など本格的な行政文書の電子的管理の実現に向けて政府全体として取り組むこととされており、公文書管理に係る全省庁統一の新システムの構築を目指している。国税庁においては、当該システム導入に向けた制度面の整備等の検討のため、関係課と連携を図りながら、現状の文書管理業務に係る問題点や改善要望などについて反映していく。

#### 4 守秘義務の遵守・徹底

税務職員には、国家公務員法上の守秘義務とともに、国税通則法により国家公務員法よりも重い守秘義務が課されている。

税務職員の守秘義務は、申告納税制度の下で税務の執行を円滑かつ公正に行うに当たり、納税者の信頼と協力を得るために必要なものであり、仮に、税務職員が職務上知り得た秘密を漏らした場合には、納税者と国税当局との信頼関係が損なわれ、税務行政の運営に重大な支障を来すことにもなりかねないことから、定期的に職員に対し各種会議・研修を通じて周知・徹底を図るなど、引き続き、職員の守秘義務の遵守・徹底の意識向上に努める必要がある。

#### 5 緊急対応事案への対応

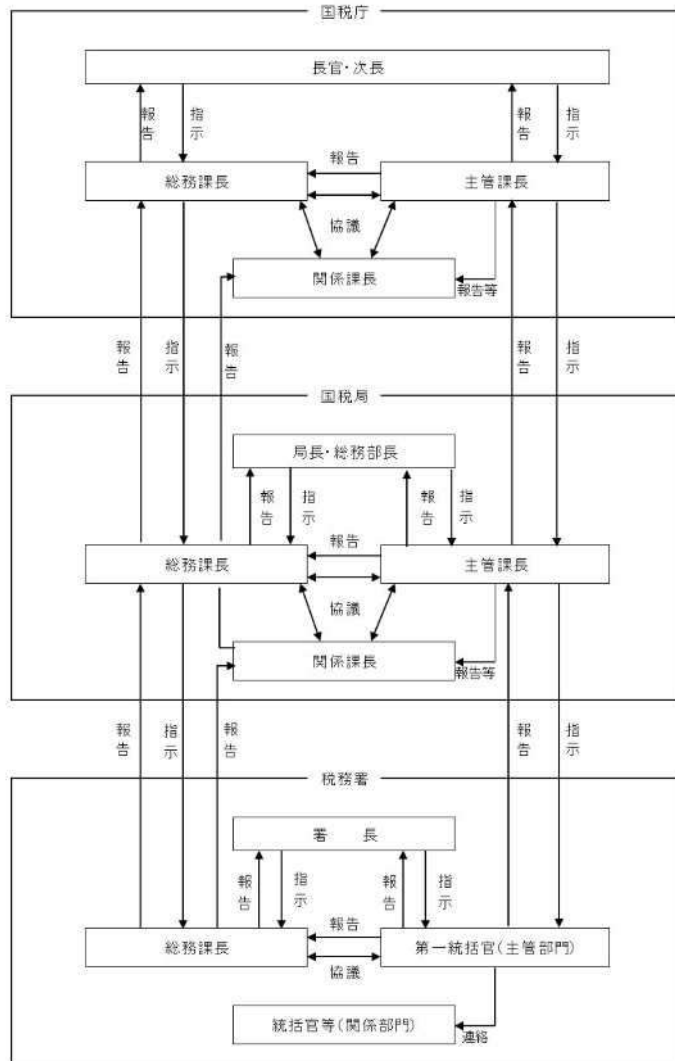
行政文書の紛失等事案を含む緊急対応事案が発生した場合には、①事実関係を迅速かつ的確に把握し、②事案発生後の処理を適切に実施するとともに、③その事案が発生するに至った原因を確実に究明・分析し、④実効性のある再発防止策の検討・実施に努めることとしている。

なお、その際には、①管理職員は、自ら情報の収集に努めるとともに、②庁・局・署間において主管課・総務課によるダブル・トラック方式により報告を行い（別紙 1 「緊急対応体制イメージ図」参照）、③事案の類型に応じ、関係課へ報告・連絡を行うことにより、適切に対応することとしている。

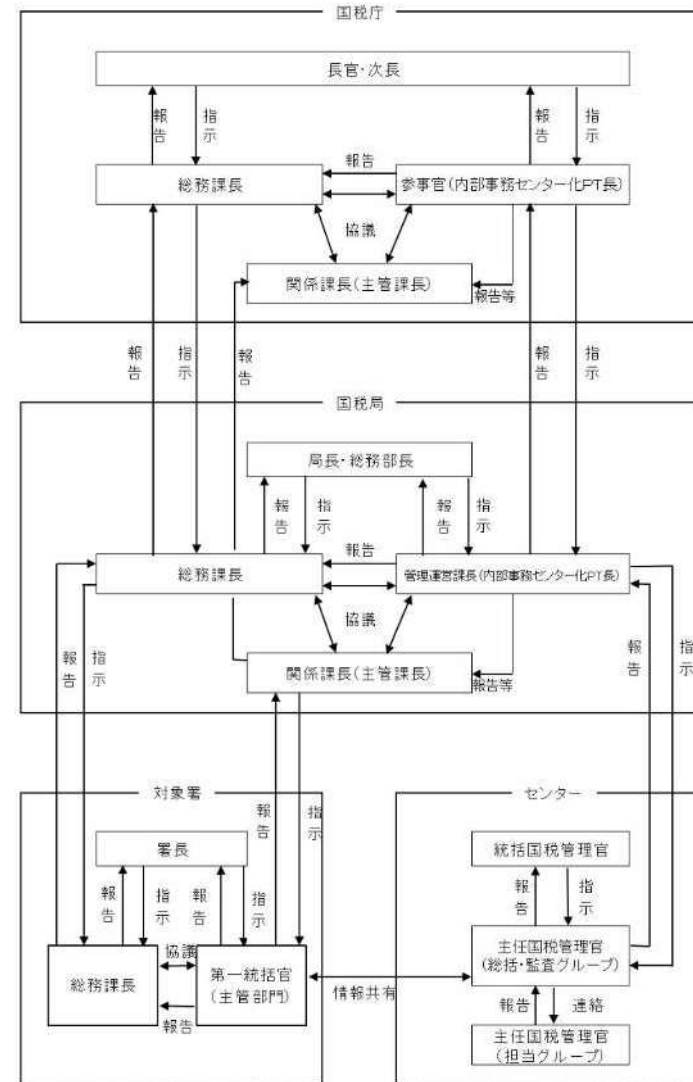
また、緊急対応を行うべき不適切事案の範囲及び事案の発覚から庁へ第一報（口頭でも可）を報告するまでの標準報告期限を設定し、不適切事案に関する庁・局・署間の報告遅延を防止している（別紙 2 「緊急対応事案類型別報告期限一覧表」参照）。

おって、事案の終結後に新たな事実が判明した場合についても、遅滞なく関係課へ報告・連絡を行い、適切に対応する。

緊急対応体制イメージ図  
(災害・犯罪関係原因事案及び事務処理関係原因事案)

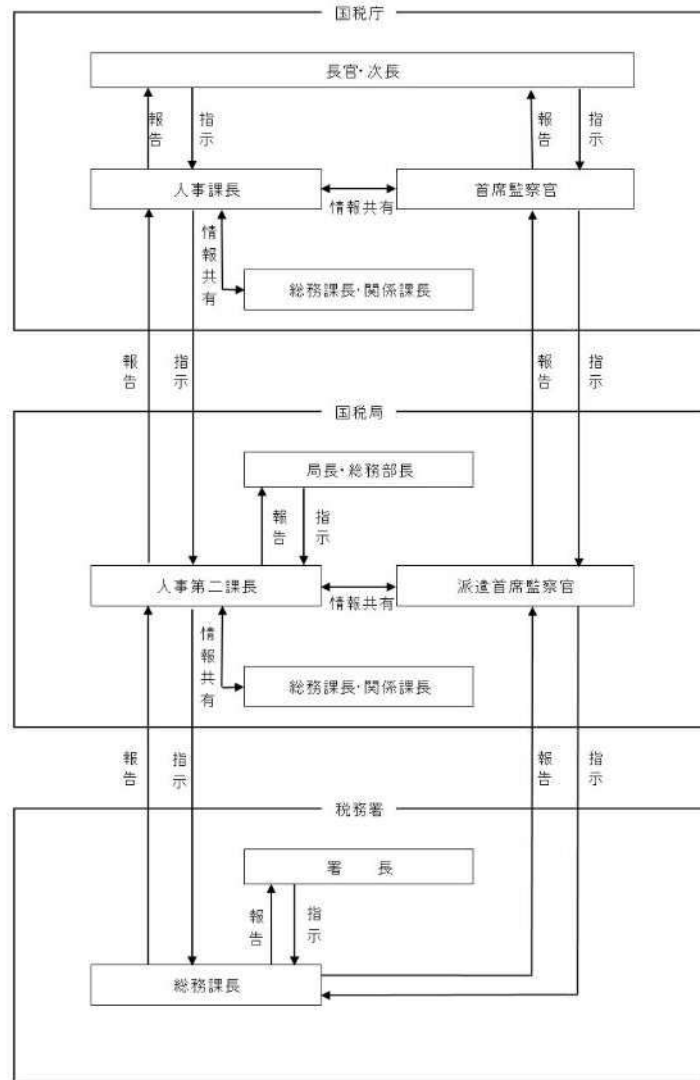


センター用 緊急対応体制イメージ図  
(災害・犯罪関係原因事案及び事務処理関係原因事案)



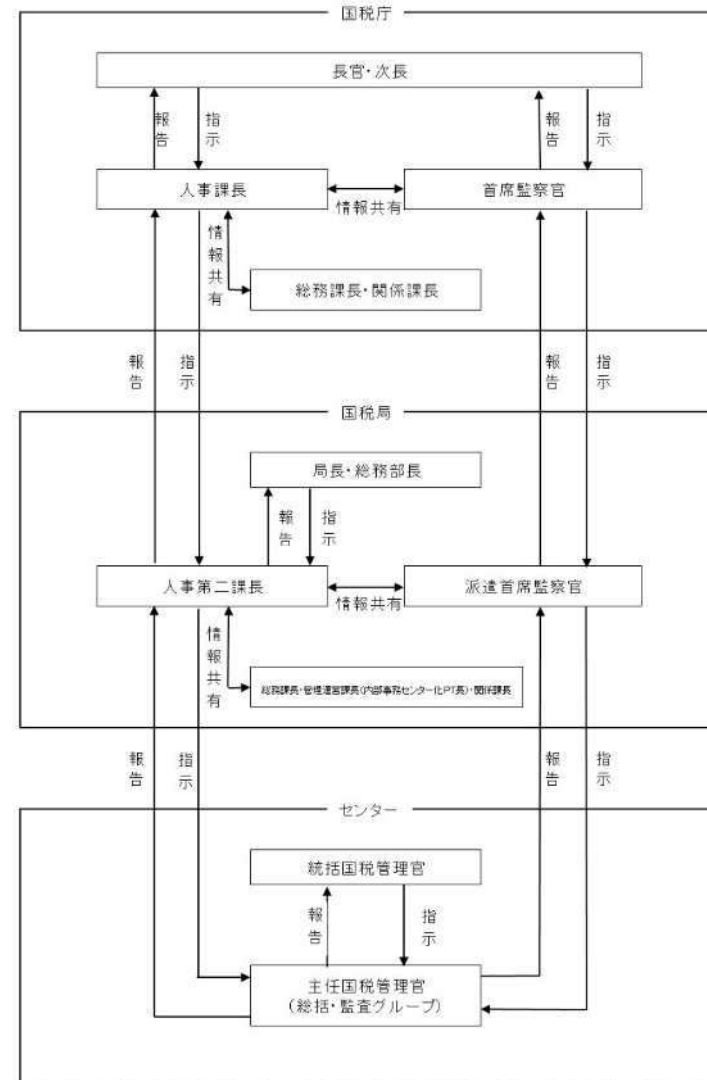
※コール・調査支援グループの単独設置センターにおいては、当該グループの主任国税管理官が総括・監査グループの主任国税管理官と同様の役割を担う。

緊急対応体制イメージ図  
(非行関係原因事案)



※ 署から局への報告及び局から庁への報告は、いずれも速やかに行うものとする。特に、職員逮捕やマスコミ報道が見込まれるなど、重大な非行関係原因事案を把握した場合には、直ちに第一報を報告するものとする。

センター用 緊急対応体制イメージ図  
(非行関係原因事案)



※センターから局への報告及び局から庁への報告は、いずれも速やかに行うものとする。特に、職員逮捕やマスコミ報道が見込まれるなど、重大な非行関係原因事案を把握した場合には、直ちに第一報を報告するものとする。

※コール・調査支援グループの単独設置センターにおいては、当該グループの主任国税管理官が総括・監査グループの主任国税管理官と同様の役割を担う。

## 緊急対応事案類型別報告期限一覧表

報告を要する事案	標準報告期限 (第一報)
<b>現金過不足等</b>	
現金領収金額の過不足・亡失	翌日まで
<b>情報漏えい等</b>	
庁舎外に持ち出した行政文書（公表文書を除き、情報処理機器及び情報記録媒体を含む。以下同じ。）等の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者等から受領した書類（一時的に借用したものを含む。）の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者を取り違えた処分・指導（例）同姓同名の別人に対する差押え	翌日まで
行政文書等（公表文書を除く。）のインターネット等への流出	翌日まで
外部委託業者による契約に違反した行為（保管・複製・再委託等）及び業務上における事故等に伴う情報流出等	翌日まで
納税者情報の誤発送・誤交付（未開封のもの及び納税者の特定の可否にかかわらず組織外に流出したものを含む。） ※ 郵便局職員による誤配送等当局に責任のないものを除く。	3日目まで
納税者情報の私的利用	3日目まで
<b>所在不明等</b>	
行政文書の所在不明・誤廃棄・き損	3日目まで
<b>事務処理誤り・遅延</b>	
同一の納税者に対して事務処理を2回以上誤った事案	翌日まで
不適切な事務処理に起因して、10人以上と認められる納税者の権利・利益に影響を与えた事案 （例）地方税当局への閲覧・回付漏れ	翌日まで
同様の事務処理誤りが他局・他署においても発生すると想定される事案 （例）システムを利用した事務処理誤り	翌日まで
不適切な事務処理等に起因して更正・決定の除斥期間その他の処理期限を徒過した事案のうち対応を要する事案 （例）国家賠償による対応を要する事案	3日目まで
違法な処分を行ったことが明らかである事案 （例）処理期限徒過後の更正・決定等の処分	3日目まで

- (注) 1 標準報告期限（第一報）において、「翌日まで」とあるのは、事案発覚日（担当者が事案の発生を認識した日をいう。以下同じ。）の翌稼働日を報告期限とし、「3日目まで」とあるのは、事案発覚日から3日目の稼働日を報告期限とする。例えば、木曜日に発覚した事案については、月曜日が報告期限となる。
- 上記期限にかかわらず、署から局への報告は原則として事案発覚日の当日中に、また、局から庁への報告は原則として署から報告を受けた当日中（局において発生した事案については原則として事案発覚日の当日中）に行うよう努めることとする。
- 2 第一報については、文書でも口頭でも可とし、口頭の場合は、その後速やかに文書で報告する。
  - 3 納税者や税務行政等に及ぼす影響が極めて大きいと認められる場合など、直ちに対応を要する事案（例：報道が想定される事案）については、上記の期限にかかわらず速やかに報告するものとする。
  - 4 その他、一覧表に該当しない事案についても、早期に報告が必要と判断される事案については適時報告する。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
長官官房厚生管理官

## 厚生管理官当面の課題

### 1 心の健康づくりの推進等

#### (1) 心の健康づくりの推進

当庁における精神疾患に係る指導区分決定者は、1千人を超える水準で増加傾向を示している。

職員の心の健康づくりについては、明るく風通しの良い職場環境の醸成や円滑な人間関係の構築のための取組に加え、職員の心の健康状態に応じて、①心の健康の保持増進（一次予防：未然防止）、②心の不健康な状態への早期対応（二次予防：早期発見・早期治療）、③円滑な職場復帰と再発防止（三次予防：復帰支援・再発防止）に分類して対応しているところである。

局署の幹部職員（以下「幹部職員」という。）は、職員との日常的な接触を通じて、その健康状態を直接把握するとともに、職員が積極的に心の健康の保持増進を図れるよう、心の健康づくりに関する研修やカウンセリングを受けやすい職場環境を醸成する。

また、幹部職員が職員の心が不健康な状態となる兆候を把握した場合には、局厚生課及び健康管理医等と緊密に連絡調整を行い、局厚生課による能動的なカウンセリングや部内外のカウンセラーによる相談を積極的に活用することとしている。

#### (2) テレワークを行う職員のメンタルヘルス対応

幹部職員は、テレワーク中の職員と連絡を取る際に、メンタルヘルス不調の未然防止等の観点から積極的なコミュニケーションを図るとともに、心身の状況を把握するなど健康管理に努めることとしている。

### (3) ストレスチェックの実施

職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、心の不健康な状態となることを未然に防止することを目的として、平成 28 事務年度からストレスチェックを実施しており、令和 6 事務年度においても 9 月以降、順次開始する。

職員に受検義務が課されているものではないが、ストレスチェック制度を効果的なものとするためには、全ての職員がストレスチェックを受検することが望ましいことから、幹部職員は、勤務時間内における受検機会を確保するなど、部下職員が受検しやすい環境を整えることとしている。

## 2 生活習慣病対策

当庁における生活習慣病に係る指導区分決定者は、1 万人を超える水準（約 5 人に 1 人が罹患）で推移している。

このため、生活習慣病に関する知識の普及と生活習慣の改善が重要な課題となっている。

生活習慣病対策としては、生活習慣病に関する知識の普及と生活習慣の改善のため、職員に対して健康教育や健康づくり運動による啓発・動機付けを行うとともに、健康診断による早期発見、指導区分・事後措置の決定等による治療状況の確認・指導等に取り組むこととしている。

## 3 マイナンバーカードの健康保険証利用

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、関係法令に基づき、令和 6 年 12 月 2 日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証（共済組合員証の利用登録をしたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行する。

財務省共済組合においては、厚生労働省及び財務省からの要請に基づき、マイナ保険証の利用率の目標値を設定し、目標の達成に向けて組合員及びその被扶養者へマイナ保険証の周知・利用勧奨を実施している。



情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
長官官房広報広聴室

## 広報広聴室当面の課題

### 1 「税を考える週間」における広報広聴施策について

納税意識の向上に向けた税の啓発活動としての広報広聴施策は、年を通じて行うこととしているが、短期間に活動を集約することで、職員の広報意識の醸成及び関係民間団体等との連携・協調の促進並びに広報広聴施策の訴求効果の向上が期待できることから、納税意識の向上のためのキャンペーン期間である「税を考える週間」(以下「週間」という。)を設けて、集中した広報広聴施策を実施することとしている。また、当該期間における施策の実施に当たっては、納税者の申告・納税等への影響の大きさや当局の施策としての重要度等を考慮して定めた庁重点広報項目(参考1参照)を訴求内容に適切に盛り込み、庁局署が統一的な展開を図ることとしている。

このような考え方の下、庁においては、国税庁ホームページの国税当局の取組を紹介するページ(以下「取組紹介ページ」という。)を週間に向けてリニューアルするとともに、インターネット広告、X(旧Twitter)等により、取組紹介ページへ誘引する広報を実施する。

他方、局署においては、庁で作成した広報素材を活用し、取組紹介ページに誘引する広報を実施するとともに、関係民間団体、大学生等に対する講演会、パブリシティ、各種広報媒体の無償の掲載依頼、意見交換会の開催に積極的に取り組む。特に、裾野を広げる取組として、これまで対象としていなかった納税者等に対する講演会を積極的に企画し、局署幹部(特に局長、署長等)がその発信力を生かした講演を行うとともに、庁又は関係民間団体等が運用するSNS等を活用して当該情報の拡散を図るなど効果的に実施する。

また、大学生や専修学校生等は、アルバイトなどを通じて税を身近なものと感じ始める時期であることから、講演会等の実施に当たっては、税に対する意識が高まるよう配慮するとともに、採用広報（リクルート）としても絶好の機会であると捉え、国税の職場紹介につながる話題を意識して盛り込む。加えて、教師を目指す大学生に対する講演は、租税教育の取組にもつながることから、大学に対して講演等を働きかける際には、教育大学や教育学部への働きかけにも配慮する。

なお、週間の施策は可能な限り関係民間団体等との共催により実施するほか、マスメディアを活用するなど施策への取組を通じて週間の趣旨が国民各層に理解されるよう努めていく。

おって、講演会やパブリシティなど集合型の施策の実施に当たっては、関係者と十分に意思疎通を図り、無理のない取組を計画するとともに、その実施に当たってはオンライン開催も含め、効果的・効率的な実施手法を検討する。

## 2 租税教育の充実について

国税庁では、租税教育は学校教育を中心に社会全体で取り組むことが重要との考えの下、次代を担う児童・生徒等に国の基本となる租税の意義や役割を正しく理解してもらうため、国税庁、文部科学省、総務省で構成する租税教育推進関係省庁等協議会及び国税当局、地方公共団体、教育関係機関、関係民間団体等で構成する各地域の租税教育推進協議会を中心に、租税教室への講師派遣、副教材の作成・配付等、学校教育における租税教育の充実に向けて環境整備や支援に取り組んでいる。

近年は、選挙権年齢の引き下げにより主権者教育の重要性が高まるほか、新たな学習指導要領、G I G Aスクール構想を契機としたI C T環境の整備など、租税教育を取り巻く環境が大きく変化しているところであり、国税庁においても、これらに的確に対応することが求められている。

令和6事務年度においては、財務局、選挙管理委員会、年金事務所等と連携・協働し、小中学校段階だけでなく、社会人手前の高校生・大学生等の社会参画に係る実践力を育成するための取組を推進するとともに、I C Tを活用した租税教育に取り組む。

また、S N Sを活用して収入を得る者、インターネット上での物品販売やデリバリーサービスにより副収入を得る者など、社会における働き方の多様化が進んでいることから、租税教育の実施に当たっては、兼業・副業者の納税義務など社会環境の変化を踏まえた内容を盛り込むことに配慮する。

(参考1)

○ 庁重点広報項目

『税務行政のデジタル・トランスフォーメーション』

- ・ 納税者の利便性向上の取組  
(マイナポータル連携、キャッシュレス納付、納税証明書のオンライン請求)
- ・ 事業者のデジタル化を促進する取組

『国税の職場紹介』

(参考2)

○ 令和6事務年度の週間に実施する広報広聴施策

テ ー マ	「これからの社会に向かって」 〔経済社会が大きく変化している中で、未来に目を向け、税の果たす役割・意義について国民に理解してもらうことにより、納税者等の納税意識の向上を図ることを目的としている。〕
広報広聴施策	庁 実 施  ① 取組紹介ページの活用 取組紹介ページには、YouTube「国税庁動画チャンネル」(国税庁の仕事をドラマ仕立てで紹介した番組、国税の制度や手続を周知する番組、週間の取組を紹介する番組等)、講演会資料のほか、税務行政DXやインボイス制度に関する情報などを掲載する。 ② インターネット広告の活用 国民各層を取組紹介ページに誘引するため、インターネット広告を実施する。 ③ X(旧Twitter)の活用 X(旧Twitter)において、週間の開始前から最終日まで集中的に各種情報を提供する。 ④ 広報素材の作成 週間に対する興味・関心を引くためのポスター及び週間の取組を紹介する内容の新聞記事下広告版下を作成し、各局へ配付する。 ⑤ 報道発表資料の提供 週間における庁局署の取組について、報道機関を通じてより広く周知するため、報道発表資料の提供を行う。

局 署 実 施	<p>① 講演会の実施 局署幹部等による講演会については、年を通じて行うが、可能な限り週間に集中して実施する。</p> <p>② 地元マスメディアを通じた広報 地元マスメディアに対して、各種表彰式等に関する情報を積極的に提供する。</p> <p>③ 各種広報媒体への無償の掲載依頼 庁が作成した広報素材を活用し、地方公共団体や関係民間団体等の広報誌等に対して、無償の掲載依頼を行う。</p> <p>④ 意見交換会の開催 国税モニター等との意見交換会（紙上座談会を含む。）を積極的に開催するなど、税務行政に対する有用な意見・要望等を聴取する。</p>
------------------	--

（参考 3）租税教室等の開催状況

○ 租税教室等の開催回数、受講者数

	開催回数			受講者数		
	令和 4 年度	令和 5 年度	増減（対前年比）	令和 4 年度	令和 5 年度	増減（対前年比）
小学校	22,038回	22,469回	431回（102.0%）	748,583人	787,638人	39,055人（105.2%）
中学校	5,123回	5,658回	535回（110.4%）	257,977人	286,406人	28,429人（111.0%）
高 校	1,777回	1,907回	130回（107.3%）	142,471人	145,071人	2,600人（101.8%）
大学等	862回	924回	62回（107.2%）	58,368人	62,940人	4,572人（107.8%）
合 計	29,800回	30,958回	1,158回（103.9%）	1,207,399人	1,282,055人	74,656人（106.2%）

○ 開催校割合

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小学校	77.0%	42.9%	61.4%	72.0%	76.4%
中学校	40.3%	17.1%	24.7%	29.9%	33.2%
高 校	35.7%	17.5%	20.8%	24.1%	25.9%

○ 租税教室等への講師派遣状況

	職員			職員以外		
	令和4年度	令和5年度	増減（対前年比）	令和4年度	令和5年度	増減（対前年比）
小学校	6,149人	6,337人	188人（103.1%）	24,842人	25,758人	916人（103.7%）
中学校	1,576人	1,819人	243人（115.4%）	5,151人	5,784人	633人（112.3%）
高校	689人	783人	94人（113.6%）	1,624人	1,762人	138人（108.5%）
大学等	712人	781人	69人（109.7%）	348人	417人	69人（119.8%）
合計	9,126人	9,720人	594人（106.5%）	31,965人	33,721人	1,756人（105.5%）

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
長官官房監督評価官室

## 監督評価事務

### 1 監督事務

#### (1) 全庁的監督

全庁的監督は、長官の命により、国税庁組織全体の事務運営から特定事項をテーマとして設定し、全国統一的に実施する監督事務である。

国税庁においては、リモートワーク環境を積極的に活用し、働き方改革に取り組むこととしているほか、今後、GSSへの移行によって、リモートワーク環境の更なる進展が見込まれることから、その適正かつ効果的な運用に資するため、「リモートワークの現状と課題 ～リモートワーク環境の更なる進展を見据えて～」を令和6事務年度の全庁的監督テーマとして事務監察を実施する。

なお、事務監察に当たっては、アンケート調査に加え、令和6年10月中旬までにヒアリング調査を実施する。

#### (2) 局別監督

局別監督は、局長の要請により、局署の事務運営等のうち特定事項をテーマとして設定し、各局で実施する監督事務である。

なお、令和6事務年度における各局のテーマは、次のとおりである。

派遣室	テーマ名	派遣室	テーマ名
札幌	職場におけるカスタマーハラスメントの現状と組織的課題	大阪	局署間の情報共有等の現状と課題
仙台	署総務事務の現状と課題 ～センター化全署実施を見据えて～	広島	小規模署の事務運営の現状と課題
関東信越	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～	高松	事務系統横断的な取組の現状と今後の方向性
東京	内部事務のセンター化対象署の運営の現状と課題	福岡	納税者等からのクレーム対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメント等対策～
金沢	小規模署の現状と今後の在り方 ～エリア運営を中心として～	熊本	署総務課事務の現状と今後の在り方 ～内部事務センター化に向けて～
名古屋	苦情等対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメントへの対応等を中心として～	沖縄	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～

### (3) 行政文書等の事務監察

行政文書等の事務監察は、国税庁の保有する行政文書等の管理及び取扱いの更なる徹底を図るため、①訓令等に従った管理・取扱いが適切に行われているか、②把握した手続誤りや発生した緊急対応事案等への対応策が適切に講じられているかといった観点から、書面監察及び実地監察を実施している。

また、事務監察の実施に当たっては、文書管理システムに関する項目など、行政文書の適正な電子的管理に向けた取組も行っている。

これらの事務監察結果は、総括文書管理者（国税庁次長）へ報告することとしている。

## 2 実績評価事務

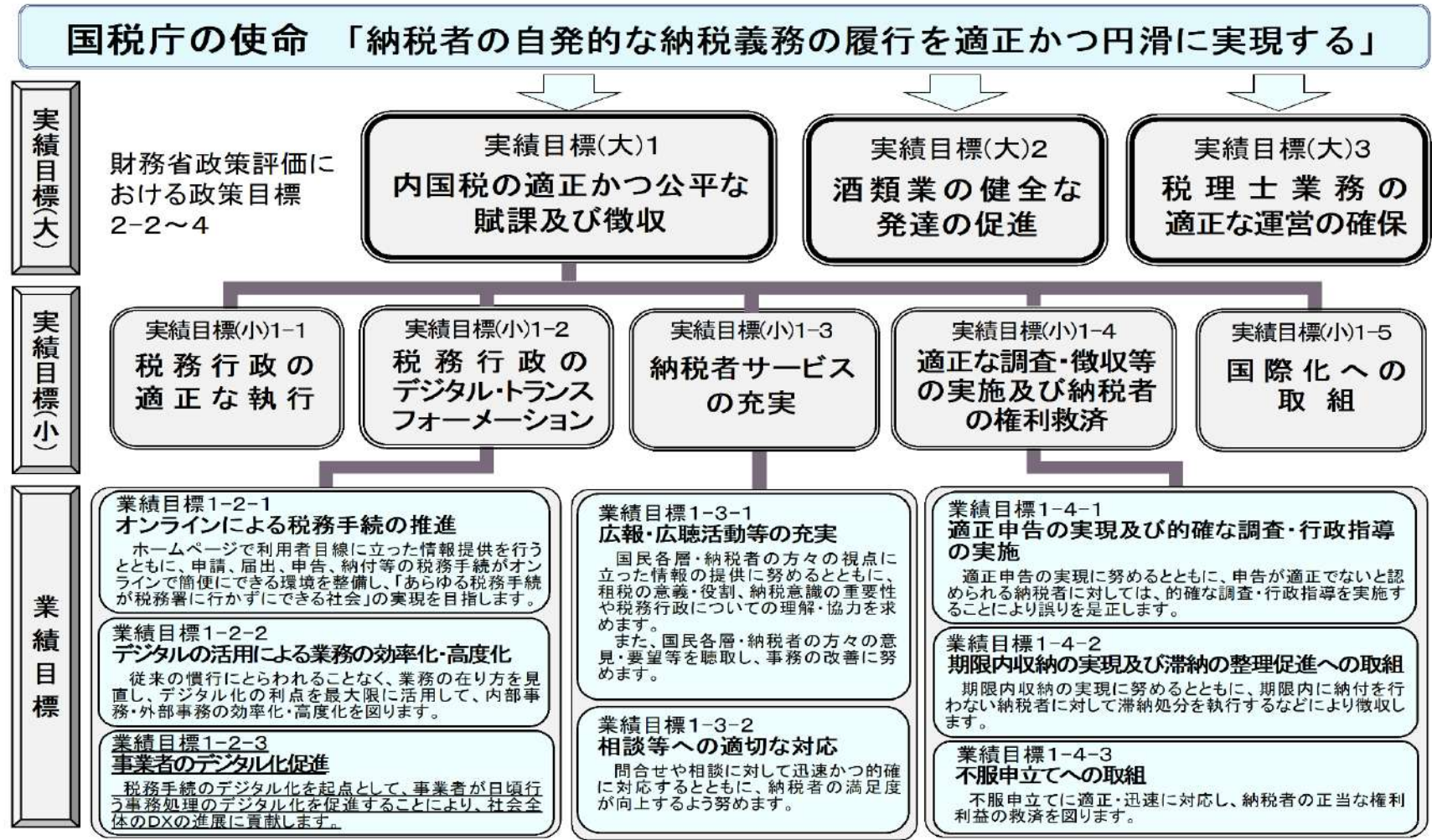
実績評価は、国税庁が所掌する事務について、あらかじめ達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を測定し、その達成度を評価した上で、評価結果を公表するものである。このあらかじめ達成すべき目標を設定したものが「実施計画」であり、目標に対する達成度を評価したものが「評価書」である。

令和6事務年度実績評価の「実施計画」については、令和5事務年度の実績目標（別紙1）を維持しつつ、令和5年6月に策定した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」の新たな柱である「事業者のデジタル化促進」を業績目標として新設するとともに、これまでの取組結果や今後の取組方針等の観点から、所要の見直し（別紙2）を行った。

P D C Aサイクルを通じて効率的で質の高い税務行政を実現するため、各目標を認識して事務に取り組む必要がある。



「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図(令和6事務年度)



(注)下線部は、前事務年度からの変更箇所(新設)

## 令和 6 事務年度実施計画からの主な変更点

目標	測定指標名	目標値	
		令和 5 年度	令和 6 年度
業績目標 1-2-1 (オンラインによる税務手続の 推進)	e-Tax の利用状況 (所得税の申告手続)	71%	75%
	e-Tax の利用状況 (法人税の申告手続)	92%	93%
	e-Tax の利用状況 (法人税の添付書類を含めた申告手続) 【新設】	—	76%
	e-Tax の利用状況 (消費税 (個人) の申告手続)	75%	76%
	e-Tax の利用状況 (消費税 (法人) の申告手続)	92%	93%
	e-Tax の利用状況 (相続税の申告手続)	40%	48%
	e-Tax の利用状況 (納税証明書の交付請求手続)	20%	38%
	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅等 からの e-Tax 申告状況	53%	57%
	キャッシュレス納付の利用状況	37%	39%
業績目標 1-2-2 (デジタルの活用による業務の効 率化・高度化)	オンライン照会可能な金融機関数	100 機関	250 機関
業績目標 1-2-3 (事業者のデジタル化促進) 【新設】	事業者のデジタル化関連施策の周知・広報 【新設】	—	(定性目標)
	関係省庁などの関係機関との連携・協力 【新設】	—	(定性目標)
実績目標 (大) 2 (酒類業の健全な発達の促進)	日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援 (展示会等参加事 業者数)	550 者	400 者 <sup>(注)</sup>

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響が緩和したことから、特に海外バイヤー側において、オンラインによる開催ニーズが減少し、現地での対面による開催が増加しました。この影響を受け、令和 5 年度に商談会等に参加した酒類事業者数は、前年比で 3 割以上減少しました。こうした社会の状況変化、海外バイヤー側のニーズの変化及び実績値などを踏まえ令和 6 年度の目標を引き下げました。

全国国税局長会議

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.12  
13  
課税部軽減税率・インボイス制度対応室

## インボイス制度の円滑な定着に向けた取組

インボイス発行事業者の登録件数は、令和6年7月末日時点で約456万件となっているところ、インボイス制度の円滑な定着に向けて、令和6事務年度も引き続き制度の周知を行うとともに、インボイスの登録をするか否かを検討している事業者をはじめ、個々の事業者の立場に寄り添った丁寧な相談対応等に取り組む。